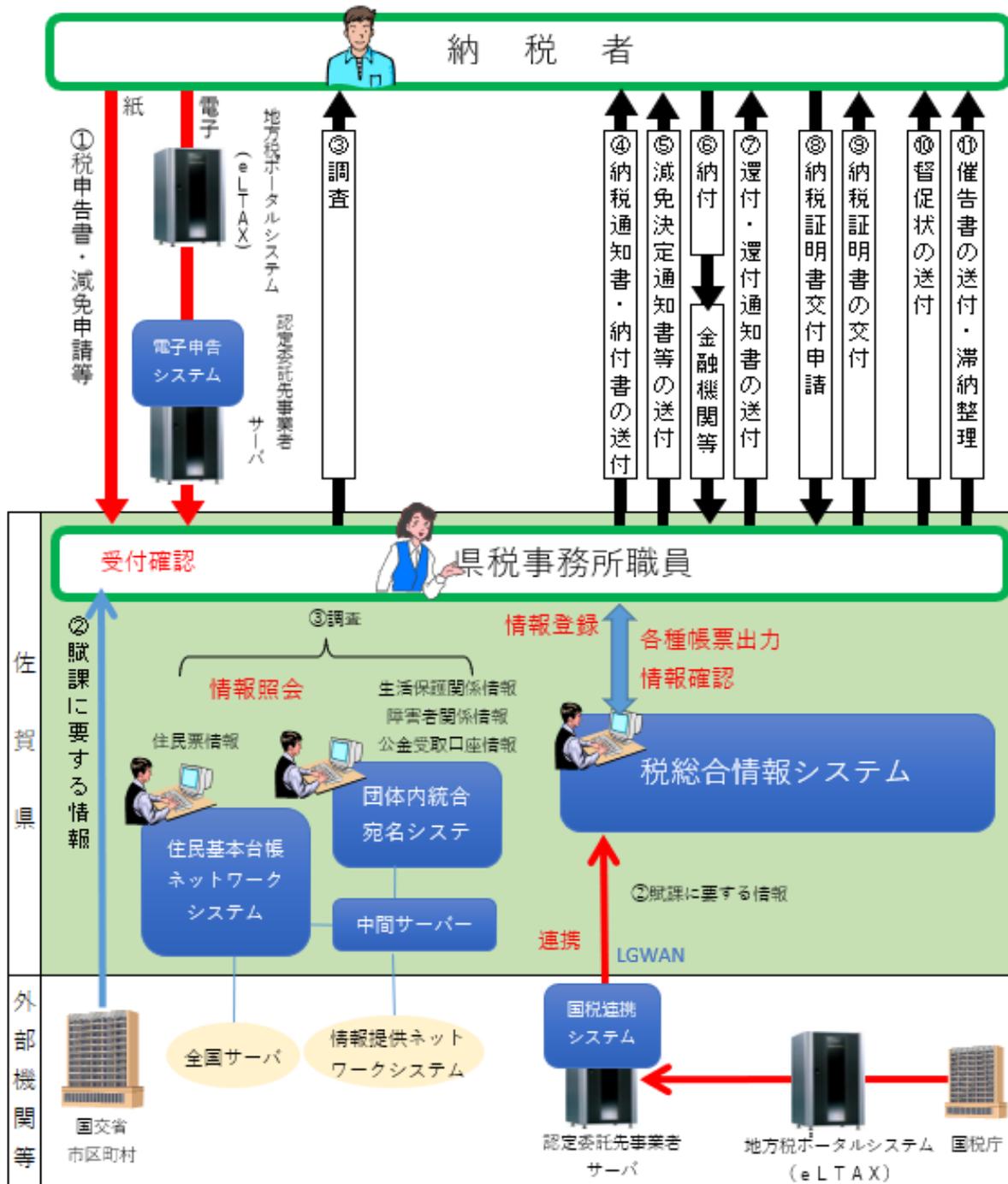


(別添1)事務の内容



(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 関係機関等から提供される、賦課に要する情報の確認を行う。
- ③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑥ 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。
- ⑦ 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。
- ⑧ 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。
- ⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑪ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名】

〈宛名テーブル〉

納税者番号,納税者区分,漢字氏名法人名,カナ氏名法人名,位置区分,組織区分,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,対応漢字住所,漢字番地号,カナ番地号,漢字方書,カナ方書,郵便番号,住所登録区分,生年月日,性別,電話番号,状態区分,状態確認日,DVフラグ,地図年度,地図頁,地図方位,職業区分,自税一括納付,還付区分,実質上本店フラグ,統合理由,統合先納税者番号

〈宛名履歴テーブル〉

納税者番号,納税者区分,漢字氏名法人名,カナ氏名法人名,圧縮漢字氏名法人名,圧縮カナ氏名法人名,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,漢字番地号,カナ番地号,漢字方書,カナ方書,郵便番号,住所登録区分,生年月日,性別,電話番号,状態区分,状態確認日,地図年度,地図頁,地図方位,職業区分,自税一括納付,還付区分,実質上本店フラグ,統合理由,統合先納税者番号

〈宛名基本テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,印字区分,業種区分,リースコード,統合理由,旧納税者番号,旧枝番,統合先納税者番号,統合先枝番

〈口座テーブル〉

納税者番号,口座連番,履歴番号,銀行,支店,預金種別,口座番号,口座名義人,登録元税目,最終振替日,最終振替税目

〈口座関連テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,履歴番号,引落口座連番,還付口座連番

〈送付先テーブル〉

納税者番号,送付先連番,履歴番号,送付先区分,漢字氏名法人名,カナ氏名法人名,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,漢字番地号,カナ番地号,漢字方書,カナ方書,郵便番号,住所登録区分,電話番号,地図年度,地図頁,地図方位,登録先区分,登録元税目

〈送付先関連テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,履歴番号,送付先連番

〈記事テーブル〉

納税者番号,履歴番号,勤務先名称,勤務先県コード,勤務先市コード,勤務先大字コード,勤務先町コード,勤務先電話番号,本籍県コード,本籍市コード,本籍大字コード,本籍町コード,本籍番地,本籍方書,代表者氏名,記事欄

〈記事明細テーブル〉

納税者番号,記事連番,記事区分,記事欄

〈宛名統合テーブル〉

被納税者番号,被税目,被枝番,統合先納税者番号,統合先税目,統合先枝番,統合理由

〈共通番号管理テーブル〉

納税者番号,個人法人区分,共通番号(個人番号・法人番号)

〈納税者番号管理テーブル〉

個人開始,個人終了,個人採番済番号,法人開始,法人終了,法人採番済番号

〈市町テーブル〉

都道府県コード,市区町村コード,県不要コード,カナ市区町村名,カナ市区町村文字数,漢字市区町村名,漢字市区町村文字数,郵便番号,

〈通称テーブル〉

都道府県コード,市区町村コード,地名コード,カナ名,カナ文字数,漢字名,漢字文字数,郵便番号,大字フラグ,

〈丁目テーブル〉

都道府県コード,市区町村コード,地名コード,丁目コード,カナ名,カナ文字数,漢字名,漢字文字数,郵便番号,字フラグ,

〈口座保留テーブル〉

納税者番号,口座連番,履歴番号,更新番号,決裁状況区分,銀行,支店,預金種別,口座番号,口座名義人,登録元税目,

〈口座関連保留テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,更新番号,決裁対象フラグ,決裁状況区分,引落口座連番,還付口座連番

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人事業税】

〈基本テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,事務所コード,設置年,都道府県,市区町村,大字通称,字丁目,カナ番地号,漢字番地号,カナ方書,漢字方書

〈業種テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,連番,業種区分,業種コード,屋号,開業年月日,廃業年月日

〈所得年テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,所得年,課税回数,国税処理区分,国税処理日,事務所コード,課税区分,減額区分,青白区分,青申控除額,自主調査区分,26条適用区分,営業所得金額,農業所得金額,その他所得金額,不動産所得金額,所得税控除人数,所得税控除金額,事業税控除人数,事業税控除金額,準備金経費算入額,準備金収入算入額,技術等海外取引額,内国個人事業額,非課税区分,非課税金額,差引合計,損失繰越控除額,被災損失控除額,譲渡損失控除額,譲渡損失繰越額,事業主控除月数,事業主控除金額,控除額合計,所得税有無区分,配偶者区分,分割区分,総人員,本県人員,課税標準額,税率,年税額,一期税額,二期税額,随時1税額,随時2税額,調定区分,状態区分,調定年度,調定年月日,減免区分,減免金額,免除区分,主業種,従1業種,従2業種,課税すべき年度

〈課税テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,所得年,課税回数,課税細番,課税区分,国税処理区分,国税処理日,調定年度,調定年月日,税額,今回税額,調定件数,調定税額,歳出還付額,滞納繰越減額

〈減額テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,所得年,課税回数,課税細番,減額回数,課税区分,国税処理区分,国税処理日,減額元国税処理区分,減額元国税処理日,減額元課税回数,減額元細番,調定年度,調定年月日,調定減額,歳出還付額,滞納繰越減額

〈自主調査処方箋テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,所得年,課税回数,国税処理区分,国税処理日,自主調査区分,自主調査内訳,主収入額総額,主収入額課税分,主収入額非課税分,その他収入総額,その他収入課税分,その他収入非課税分,総金額計,課税分金額計,非課税分金額計,事業税総額,事業税課税分,事業税非課税分,区分可能総額,区分可能課税分,区分可能非課税分,共通経費総額,共通経費課税分,共通経費非課税分,必要経費総額,必要経費課税分,必要経費非課税分,差引総額,差引課税分,差引非課税分,専従者総額,専従者課税分,専従者非課税分,所得総額,所得課税分,所得非課税分,譲渡損失総額,譲渡損失課税分,譲渡損失非課税分,差引所得総額,差引所得課税分,差引所得非課税分,按分率,特例控除額

〈自主調査医業26条テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,所得年,課税回数,国税処理区分,国税処理日,自主調査区分,自主調査内訳,収入金額総額,社保収入金額,自由収入金額,原価総額,社保原価,自由原価,医業専従者総額,社保専従者額,自由専従者額,その他総額,その他社会保険,その他自由診療,経費計総額,社保経費計,自由経費計,雑収入総額,社保雑収入,自由雑収入,繰戻総額,社保繰戻額,自由繰戻額,繰入総額,社保繰入額,自由繰入額,所得総額分,社保所得金額,自由所得金額,調整率,経費率,按分雑収入,適用後所得金額,給食賄費総額,社保給食賄費,自由給食賄費,医業事業税総額,自由事業税額

〈自主調査医業26条不適用テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,所得年,課税回数,国税処理区分,国税処理日,自主調査区分,自主調査内訳,社保収入,自由収入,診療外収入,除外収入,収入計,事業所得申告額,共通専従者申告額,青申控除申告額,所得専従者申告額,社保所得申告額,事業所得決定額,共通専従者決定額,青申控除決定額,所得専従者決定額,社保所得決定額,医業課税標準額,区割課税,区割対象外

〈自主調査不動産テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,所得年,課税回数,国税処理区分,国税処理日,自主調査区分,自主調査内訳,貸付区分,建物一戸棟数,建物一戸収入金額,建物一戸共有者区分,アパート棟数,アパート室数,アパート収入金額,アパート共有者区分,住宅外一戸棟数,住宅外一戸収入額,住宅外一戸共有者区分,一戸建外棟数,一戸建外室数,一戸建外収入金額,一戸建外共有者区分,建物収入金額,住宅用土地件数,住宅用土地面積,住宅用土地収入額,住宅用土地共有者区分,住宅外土地件数,住宅外土地収入額,住宅外土地共有者区分,土地収入額,建築物外台数,建築物外面積,建築物外収入金額,建築物外共有者区分,建築物台数,建築物収入金額,建築物共有者区分,駐車場収入金額,その他収入金額,収入金額合計,敷金等収入金額,青申控除額,不動産課税標準額,共有者の有無

〈自主調査その他〉

納税者番号,税目,枝番,所得年,課税回数,国税処理区分,国税処理日,自主調査区分,自主調査内訳,主収入額総額,主収入額課税分,主収入額非課税分,その他収入総額,その他収入課税分,総金額計,課税分金額計,非課税分金額計,事業税総額,事業税課税分,区分可能総額,区分可能課税分,区分可能非課税分,共通経費総額,共通経費課税分,共通経費非課税分,必要経費総額,必要経費課税分,必要経費非課税分,差引総額,差引課税分,差引非課税分,専従者総額,専従者課税分,専従者非課税分,所得総額,所得課税分,所得非課税分,譲渡損失総額,譲渡損失課税分,譲渡損失非課税分,差引所得総額,差引所得課税分,差引所得非課税分,按分率,特例控除額,算定金額

〈失格者管理テーブル〉

失格者管理番号,納税者番号,税目,枝番,事務所コード,所得年,局署整理番号,利用者識別番号,漢字氏名,カナ氏名,国税氏名,国税カナ氏名,国税性別,国税生年月日,国税郵便番号,国税住所,受信日,受信連番,失格理由

〈欠損金管理テーブル〉

欠損金管理番号,納税者番号,税目,枝番,事務所コード,課税年度,利用者識別番号,漢字氏名,カナ氏名,国税氏名,国税カナ氏名,国税性別,国税生年月日,国税郵便番号,国税住所,受信日,受信連番,所得年,繰越未済欠損金,当年控除済額,翌年繰越額

<紐付け確認テーブル>

受信日,受信連番,受信連番枝番,事務所コード,納税者有無,国税所得年,国税申告区分,国税異動年月日,国税氏名,国税カナ氏名,国税性別,国税生年月日,国税郵便番号,国税住所,国税局署整理番号,国税利用者識別番号,国税申告書重複存在フラグ,国税申告書欠損存在フラグ,国税申告書失格存在フラグ,国税クレンジング氏名一致,国税クレンジング住所一致,国税クレンジング生年月日性別一致,国税候補区分,国税所得区分,国税中途開廃業区分,納税者納税者番号,納税者税目,納税者枝番,納税者氏名,納税者性別,納税者生年月日,納税者住所,納税者局署整理番号,納税者利用者識別番号,納税者基本存在フラグ,納税者課税存在フラグ,納税者欠損金存在フラグ,納税者失格者存在フラグ,納税者宛名履歴存在フラグ

<国税連携受信テーブル>

受信日,受信連番,事務所コード,国税所得年,国税申告区分,国税所得区分,国税氏名,国税カナ氏名,国税性別,国税生年月日,国税郵便番号,国税住所,国税局署整理番号,国税利用者識別番号,納税者納税者番号,納税者税目,納税者枝番,受信ファイル名

<国税連携CSVデータテーブル>

事務所コード,所得年分,国税局署整理番号,国税利用者識別番号,納税者納税者番号,納税者税目,納税者枝番,申告書種別,申告書手続きバージョン,青白区分,青申控除額,自主調査区分1,営業所得金額,農業所得金額,不動産所得金額,所得税控除金額,事業税控除金額,損失繰越控除額,譲渡損失控除額,所得税有無区分,国税所得年,国税氏名,国税カナ氏名,国税性別,国税生年月日,国税郵便番号,国税住所,納税者利用者識別番号

<国税紐付けマスタテーブル>

所得年,利用者識別番号

<メモテーブル>

納税者番号,税目,枝番,所得年,課税回数,メモ区分,メモ内容

<申告書画像データテーブル>

受信日,画像データ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【自動車税】

〈基本テーブル〉

車種,カナ,標板文字区分,業務種別C,車台番号,申請日付,有効期間満了日,初度登録年月,用途C,形状C,定員人数,普通小型区分,排気量,積載量,車両重量,燃料C,塗色C,排出ガス適合C,型式,原動機型式,所有者C,使用の本拠都道府県C,使用の本拠市町村C,メーカーC,車名,税率C,営自区分,リースC,所使不同一C,使用者氏名カナ,使用者氏名漢字,使用者組織区分,使用者都道府県C,使用者市町村C,使用者大字通称C,使用者字丁目C,使用者番地号カナ,使用者方書カナ,使用者番地号漢字,使用者方書漢字,所有者氏名カナ,所有者氏名漢字,所有者位置区分,所有者組織区分,所有者都道府県C,所有者市町村C,所有者大字通称C,所有者字丁目C,所有者番地号カナ,所有者方書カナ,所有者番地号漢字,所有者方書漢字,事務所コード,グリーン化区分,型式指定番号,類別区分番号,改造車前分類区分,積載量2,定員人数2,車両総重量,最小総重量,使用者C,車名C,1015モードC,JC08モードC,バリアフリーASV,1015モード燃費値,JC08モード燃費値,改造車低排出ガス車情報,改造車等燃費算定番号,改造車等燃費区分番号

〈納税者テーブル〉

車種,カナ,一連番号,納税者一連番号,業務種別C,申請日付,納税者番号,枝番,調定事由C,事由発生日付,納税者変更日,課税替フラグ,下取C,下取年度,電話番号,身事由C,身事由発生日

〈身障者テーブル〉

車種,カナ,一連番号,納税者一連番号,身障者一連番号,納税者番号,枝番,調定事由C,使用目的C,氏名漢字,氏名カナ,都道府県C,市町村C,大字通称C,字丁目C,番地号漢字,方書漢字,手帳番号,電話番号,生年月日,手帳C,家族氏名漢字,家族氏名カナ,家族都道府県C,家族市町村C,家族大字通称C,家族字丁目C,家族番地号漢字,家族方書漢字,続柄C,登録事務所コード,有効期限,移行データサイン,使用目的証明書C,手帳等級等種1C,手帳等級等種2C,障害区分1C,障害区分2C,等級1,等級2,障害の区分1,障害の区分2,車名具体名

〈番号管理テーブル〉

車種,カナ,納税者番号,枝番,履歴車種,履歴カナ,履歴標板文字区分,申請日付,

〈年度テーブル〉

車種,カナ,年度,納税者番号,枝番,当初調定事由C,当初事務所コード,当初税率C,当初営自区分,当初年税額,当初車種,当初カナ,当初標板文字区分,変更調定事由C,軽課区分,重課区分

〈調定テーブル〉

車種,カナ,年度,納税者番号,枝番,調定事由C,調定年度,調定年月日,法定納期限,納期限,当初調定額,変更調定額

〈減額テーブル〉

車種,カナ,年度,納税者番号,枝番,調定事由C,調定年度,調定年月日,調定額

〈日処理税分テーブル〉

調定事由C,納税者番号,枝番,事務所コード,車種,カナ,標板文字区分,税率C,営自区分,実績年度,年税額,調定年度,調定年,調定月,調定日,事由発生日,事由発生日,現調定増額,現調定減額,滞調定減額,既調定減額,変更前調定額,変更後調定額,課税取消事由,変更前調定事由C,所在不明出力S,登録事務所コード,軽課区分,重課区分

〈日処理税外テーブル〉

納税者番号,枝番,事務所コード,車種,カナ,標板文字区分,税率C,営自区分,実績年度,下取C,下取納税者番号,返戻C,前納期限年,前納期限月,前納期限日,後納期限年,後納期限月,後納期限日,返戻調査出力S,登録事務所コード,軽課区分,重課区分

〈登録テーブル〉

車種,カナ,標板文字区分,業務種別C,処理年月日,時刻,標板文字区分B,車種B,カナB,番号B,車台番号,申請日付,有効期間満了日,初度登録年月,用途C,型式指定番号,類別区分番号,形状C,定員区分,定員人数,排気量種別,排気量CC,積載量,車両重量,車両総重量,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料C,塗色C,排出ガス適合C,型式C,型式名,原動機型式C,原動機型式名,所有者C,使用者C,使用の本拠,所有者住所C,使用者住所C,メーカーC,車名,更新ビット,状態ビット,使用の本拠漢字桁,使用の本拠漢字,所有者住所漢字桁,所有者住所漢字,所有者氏名漢字桁,所有者氏名漢字,使用者住所漢字桁,使用者住所漢字,使用者氏名漢字桁,使用者氏名漢字,車名C,同月外処理C,同月外車種,同月外カナ,同月外番号,年度,エラーコード,グリーン化区分,改造車前分類区分,最小積載量,最小定員人数,最小総重量,事務所コード,営自区分,税率C,軽課区分,重課区分,年税額,証紙徴収額,調定事由C,リースC,課税標準額,納付額,課税区分コード,同日抹消フラグ,低燃費フラグ,棟室番号漢字,電話番号,生年月日,他支局,他標番,1015モードC,JC08モードC,バリアフリーASV,1015モード燃費値,JC08モード燃費値,改造車低排出ガス車情報,改造車等燃費算定番号,改造車等燃費区分番号,納税者番号,候補納税者存在フラグ,候補納税者処理済フラグ

〈証明書テーブル〉

標板文字区分,車種,カナ,一連番号,車台番号,完納フラグ,非課税フラグ

〈調定保留テーブル〉

車種,カナ,年度,課税一連番号,納税者番号,枝番,納税入力時変更調定事由C,年度入力時変更調定事由C,調定事由C,調定年度,調定年月日,法定納期限,納期限,当初調定額,変更調定額,事務所コード,随調後調定事由C,参考事項,取消理由,入力日,決裁フラグ,納通発付日,決裁日,画面入力車種,画面入力カナ,画面入力一連番号

〈減額保留テーブル〉

車種,カナ,年度,課税一連番号,減額一連番号,納税者番号,枝番,納税入力時変更調定事由C,年度入力時変更調定事由C,調定事由C,調定年度,調定年月日,調定額,事務所コード,減額事由発生日,調定減額,変更後調定額,備考,調査年月日,取消事由,参考事項,入力日,決裁フラグ,決裁日,画面入力車種,画面入力カナ,画面入力一連番号

<身障保留テーブル>

車種,カナ,納税者番号,枝番,調定事由C,使用目的C,氏名漢字,圧縮氏名漢字,氏名カナ,圧縮氏名カナ,都道府県C,市町村C,大字通称C,字丁目C,番地号漢字,方書漢字,手帳番号,電話番号,生年月日,手帳C,家族氏名漢字,家族氏名カナ,家族都道府県C,家族市町村C,家族大字通称C,家族字丁目C,家族番地号漢字,家族方書漢字,続柄C,登録事務所コード,有効期限,移行データサイン,使用目的証明書C,手帳等級等種コード,障害区分コード,等級,障害の区分,車名具体名,共通番号,共通番号登録区分,共通番号更新日

<中古車販売業者テーブル>

納税者番号,古物商許可番号

<分配宛名候補テーブル>

車種,カナ,納税者番号

<調定異動明細ワークテーブル>

車種,カナ,標板文字区分,事務所コード,調定年月日,発生年月日,調定年度,調定事由コード,年税額,変更前税額,変更後税額,納付額,完納年月日,現調定増額,現調定減額,余白,滞調定減額,既調定減額,納税者番号,枝番,住所カナ,住所漢字,氏名カナ,氏名漢字,番号,課税区分コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【不動産取得税】

〈基本テーブル〉

納税者番号,枝番,税目,事務所,家屋土地区分,取得区分,調定状態,保留区分,保留開始年月日,課税期月,贈与区分,申請年月日,一構区分,元登録データ区分,台帳番号,元市町コード,元取込年月,元取込番号,市町照会有無,権利者持分分子,権利者持分分母,当初調定年度,調定年度,調定年月日,課税標準額3,課税標準額4,税額,3条許可日,5条許可日,物件数,課免有無区分,合算先納税者番号,合算先枝番

〈課税テーブル〉

納税者番号,枝番,税目,課税連番,事務所,家屋土地区分,課税区分,当初調定年度,当初調定年月日,調定年度,調定年月日,取得区分,延床地積面積,価格,免税点,税率区分1,課税標準額3,税率区分2,課税標準額4,税額,一括贈与事由,一括贈与額,確定額,確定年月日,特例申請日,繰越減額,歳出還付額,当初課標,当初税額

〈物件テーブル〉

納税者番号,枝番,税目,物件連番,事務所,取得区分,取得事由,取得年月日,登記年月日,所在都道府県コード,所在市区町村コード,所在大字通称コード,所在字丁目コード,漢字所在,漢字番地号,家屋番号,延床地積面積,価格,平米単価,用途区分,屋根区分,階層地上,階層地下,住宅部面積,主たる構造区分,主たる面積,主たる評点数,主たる価格,従たる構造区分,従たる面積,従たる評点数,従たる価格,住宅部価格,その他価格,地目区分,造成費,確定面積,持分分子,持分分母,比準宅地フラグ,既存住宅面積,既存住宅取得日

〈備考欄テーブル〉

納税者番号,枝番,税目,物件連番,事務所,メモ情報

〈減額テーブル〉

納税者番号,枝番,税目,課税連番,減額連番,事務所,課税区分,事由,税額対応,控除税額,課標対応,減額課標,減額後税額,受付年月日,業種,事業税有無,物件取得時期,73の24詳細号,73条申請日,11条の3詳細号,新築年月日,延床面積,居宅面積,戸数,用途区分,構造区分,屋根区分,階層,免除年月日,調定年度,調定年月日

〈戸数テーブル〉

納税者番号,枝番,税目,戸数連番,戸数,面積,免税点該当フラグ

〈持分テーブル〉

納税者番号,枝番,税目,共有者連番,物件連番,持分分子,持分分母

〈共有者テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,調定年,共有納税者番号,共有税目,共有枝番,納税者区分,組織区分,位置区分,カナ氏名,漢字氏名,住所都道府県,住所市区町村,住所大字通称,住所字丁目,郵便番号,カナ番地号,カナ方書,漢字番地号,漢字方書,電話番号,不権利者持分分子,不権利者持分分母,不課税標準額,不動産税額

〈日処理テーブル〉

処理年月,処理日,連番,処理内容コード,納税者番号,枝番,課税区分,調定年月日,事務所,調定年度,税額,減額,滞納繰越減額,歳出還付額,事由

〈減額情報テーブル〉

納税者番号,枝番,減情連番,事務所,前回税額,今回税額,課税区分,事由,税額対応,控除税額,価格控除,減額課標,税率区分,受付年月日,物件取得時期,73の24詳細号,73条申請日,11条の3詳細号,新築年月日,延床面積,居宅面積,戸数,用途区分,構造区分,屋根区分,階層,業種,事業税有無,免除年月日,処理区分,課免グループ区分

〈一括贈与テーブル〉

納税者番号,枝番,税目,事務所,当初調定年度,当初調定年月,調定年度,調定年月日,贈与額,現年度贈与額,現年度取消額,現年度免除額,継続区分

〈登記済通知書取込テーブル〉

物件所在都道府県,物件所在市区町村,物件所在大字通称,物件所在字丁目,物件所在地漢字,物件地番,物件家屋番号,延床面積地積,住宅部面積,取得事由,取得事由名称,地目区分,地目名称,用途区分,用途名称,構造区分,構造名称,屋根区分,屋根名称,階層,階層名称,受付年月日,取得年月日,権利者所在都道府県,権利者所在市区町村,権利者所在大字通称,権利者所在字丁目,権利者漢字住所,権利者漢字地番,権利者氏名,権利者納税者区分,権利者組織区分,権利者位置区分,義務者所在都道府県,義務者所在市区町村,義務者所在大字通称,義務者所在字丁目,義務者漢字住所,義務者漢字地番,義務者氏名,義務者納税者区分,義務者組織区分,義務者位置区分,合算先データフラグ,合算先取込年月,合算先管理番号

〈市町評価分評点数取込テーブル〉

納税者番号,枝番,権利者所在都道府県,権利者所在市区町村,権利者所在大字通称,権利者所在字丁目,権利者漢字住所,権利者漢字地番,権利者漢字方書,権利者カナ地番,権利者カナ方書,権利者氏名,権利者カナ氏名,権利者納税者区分,権利者組織区分,権利者位置区分,権利者持分分子,権利者持分分母,共同戸数,共同面積,物件所在都道府県,物件所在市区町村,物件所在大字通称,物件所在字丁目,物件所在地漢字,物件地番,取得年月日,用途区分,用途名称,屋根区分,屋根名称,階層,階層名称,取得事由,取得事由名称,住宅部面積,既存住宅面積,既存住宅取得日,主構造区分,主構造名称,主延床面積地積,主評点数,従構造区分,従構造名称,従延床面積地積,従評点数,長期優良住宅

〈登記済通知書取込ワークテーブル〉

物件所在都道府県,物件所在市区町村,物件所在大字通称,物件所在字丁目,物件所在地漢字,物件地番,物件家屋番号,延床面積地積,住宅部面積,取得事由,取得事由名称,地目区分,地目名称,用途区分,用途名称,構造区分,構造名称,屋根区分,屋根名称,階層,階層名称,受付年月日,取得年月日,権利者所在都道府県,権利者所在市区町村,権利者所在大字通称,権利者所在字丁目,権利者漢字住所,権利者漢字地番,権利者氏名,権利者納税者区分,権利者組織区分,権利者位置区分,義務者所在都道府県,義務者所在市区町村,義務者所在大字通称,義務者所在字丁目,義務者漢字住所,義務者漢字地番,義務者氏名,義務者納税者区分,義務者組織区分,義務者位置区分

〈市町価格回答テーブル〉

納税者番号,枝番,物件連番,削除フラグ,事務所,出力登記年月日,旧所有者住所,旧所有者氏名,新所有者住所,新所有者氏名,物件所在地住所,物件所在地地番,登記原因,出力取得年月日,家屋番号,種類,地目,延床面積地積,出力3条許可日,出力5条許可日,指令番号,造成費,取得年,固定資産台帳価格,近傍類似値単価,住宅部価格,その他価格,備考欄,回答市町,家屋土地区分

〈市町評価分評点数取込ワークテーブル〉

権利者所在都道府県,権利者所在市区町村,権利者所在大字通称,権利者所在字丁目,権利者漢字住所,権利者漢字地番,権利者漢字方書,権利者カナ地番,権利者カナ方書,権利者氏名,権利者カナ氏名,権利者納税者区分,権利者組織区分,権利者位置区分,権利者持分分子,権利者持分分母,共同戸数,共同面積,物件所在都道府県,物件所在市区町村,物件所在大字通称,物件所在字丁目,物件所在地漢字,物件地番,取得年月日,用途区分,用途名称,屋根区分,屋根名称,階層,階層名称,取得事由,取得事由名称,住宅部面積,既存住宅面積,既存住宅取得日,主構造区分,主構造名称,主延床面積,主評点数,従構造区分,従構造名称,従延床面積,従評点数,長期優良住宅

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【鉦区税】

〈基本テーブル〉

漢字,数字,納税者番号,税目,枝番,課税年度,事務所コード,種類区分,基本登録年月日,基本廃止年月日,異動年月日,保留事由,移転事由区分,共有者区分,非課税課税区分,都道府県,市区町村,本県面積,他県面積,実面積,課税面積,税額,年月

〈課税テーブル〉

漢字,数字,納税者番号,税目,枝番,課税年度,課税区分,調定年月日,本来,災害,繰上徴収,調定実績,種類区分,本県面積,他県面積,実面積,課税面積,税額,減額区分,免除区分,減免区分,減免金額,現年増額,歳入現年減額,歳入滞繰減額,調定件数有無区分,滞繰区分,増減サイン,減額事由発生日

〈配信テーブル〉

漢字,数字,納税者番号,税目,枝番,事務所コード,処理区分,課税年度,課税区分

〈異動テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,課税年度,課税区分,漢字,数字,事務所コード,種類区分,調定実績,滞繰区分,増減サイン,現年増件数,現年増実面積,現年増課税面積,現年増税額,現年減件数,現年減実面積,現年減課税面積,現年減税額,繰越増件数,繰越増実面積,繰越増課税面積,繰越増税額,繰越減件数,繰越減実面積,繰越減課税面積,繰越減税額,今回税額,調定年月日,現年増額,歳入現年減額,歳入滞繰減額,減額事由発生日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【県たばこ税】

〈基本テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,事務所コード,業者番号,事業者コード,業者区分,営業区分,営業開始年月日,営業廃止年月日,申告提出期限特例,特例変更年月日,明細書枚数,申告書交付区分,年度レコード区分,調定累積区分,品目区分,申告等委任,申告書提出開始実績年月,申告書提出終了実績年月,特定販売業者登録年月日,特定販売業者取消年月日,卸売販売業者登録年月日,卸売販売業者取消年月日,小売販売業者登録年月日,小売販売業者取消年月日,備考

〈年度テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,課税年度,業者番号,業者区分,申告提出期限特例,本税額,過少加算金額,不申告加算金額,重加算金額,旧三級,旧三外,品目区分,申告要不要区分

〈課税テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,課税連番,調定年度,課税年度,申告処理区分,申告処理日,調定年月日,通知年月日,指定納期限,繰上徴収日,更正請求日,延長納期限,期限延長額,税率旧三級,税率旧三外,今回課標数量旧三級,今回課標数量旧三外,今回課免数量旧三級,今回課免数量旧三外,今回返控数量旧三級,今回返控数量旧三外,今回重加数量旧三級,今回重加数量旧三外,今回本税額,前回課標数量旧三級,前回課標数量旧三外,前回課免数量旧三級,前回課免数量旧三外,前回返控数量旧三級,前回返控数量旧三外,前回重加数量旧三級,前回重加数量旧三外,前回本税額,本税増減額,期限後申告区分,前回期限後申告区分,取消区分,加算金有無フラグ

〈加算金テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,課税連番,加算金連番,申告処理区分,調定年度,課税年度,申告処理日,調定年月日,通知年月日,指定納期限,繰上徴収日,更正請求日,延長納期限,本税額,過少申告区分,過少申告税率,過少申告加算金額,不申告区分,不申告税率,不申告加算金額,重加算対応本数旧三級,重加算対応本数旧三外,重加算区分,重加算税率,重加算金額,取消区分

〈調定テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,課税連番,加算金連番,申告処理区分,申告処理日,調定年度,調定日,課税年度,現年調定増件数,現年調定増金額,現年調定減件数,現年調定減金額,過年調定増件数,過年調定増金額,繰越調定減件数,繰越調定減金額,歳出還付件数,歳出還付金額,還付請求件数,還付請求金額,今回旧三級,今回旧三外,前回旧三級,前回旧三外,既往数量旧三級,既往数量旧三外,旧三級税額,旧三外税額,加算金区分

〈税外テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,申告処理区分,調定年度,処理区分,旧三級,旧三外,本税額,期限延長額,加算金区分,加算金,通知日,納期限

〈保留テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,申告処理区分,設定日,調定年度,調定年月日,通知日,納期限

〈保留明細テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,申告処理区分,実績年月,課税年度,決定済区分,更正請求日,今回税率旧三級,今回税率旧三外,今回課標数量旧三級,今回課標数量旧三外,今回課免数量旧三級,今回課免数量旧三外,今回返控数量旧三級,今回返控数量旧三外,今回本税額,本税増減額,過少申告区分,過少申告税率,過少申告加算金額,不申告区分,不申告税率,不申告加算金額,重加算区分,重加算税率,重加算金額,今回重加数量旧三級,今回重加数量旧三外,前回税率旧三級,前回税率旧三外,前回課標数量旧三級,前回課標数量旧三外,前回課免数量旧三級,前回課免数量旧三外,前回返控数量旧三級,前回返控数量旧三外,前回本税額,前回過少申告区分,前回過少申告税率,前回過少申告加算金額,前回不申告区分,前回不申告税率,前回不申告加算金額,前回重加算区分,前回重加算税率,前回重加算金額,前回重加数量旧三級,前回重加数量旧三外

〈休業テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,休業開始年月日,休業終了年月日

〈手持品課税テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,申告処理区分,調定年度,調定年月日,申告処理日,本則税率分本数,軽減税率分本数,本則税率税額,軽減税率分税額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【ゴルフ場利用税】

〈基本テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,事務所コード,開業年月日,廃業年月日,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,郵便番号,漢字番地,電話番号,事業所ゴルフ場番号,登録番号,申告等委任,市町村コード,面積,按分率,ホール数,ホール数変更日,等級,等級変更日,税率適用料金,料金変更日,平日Gフィー,平日G変更日,特例区分,納入申告書P区分,納入書P区分,備考

〈年度テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,事務所コード,課税年度,等級,等級変更日,市町村コード,面積,按分率,ホール数,ホール数変更日,税率適用料金,料金変更日,平日Gフィー,平日G変更日,特例区分,本税,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,休業区分,申告要不要区分

〈課税テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,課税連番,調定年度,申告処理区分,申告年月日,調定年月日,通知年月日,指定納期限,繰上徴収日,更正請求日,等級,一般税率,減額税率,一般,軽減早期,軽減薄暮,軽減特競,非18未,非70上,非障害者,非国体,非学校,課免特競,通常税額,軽減税額,税額,増減一般人員,増減輕減早期,増減輕減薄暮,増減輕減特競,増減非18未,増減非70上,増減非障害者,増減非国体,増減非学校,増減課免特競,今回確定額,前回確定額,増減額,期限後申告区分,取消区分,被取消申告区分,加算金有無フラグ

〈加算金テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,課税連番,加算金連番,調定年度,申告処理区分,申告年月日,調定年月日,通知年月日,指定納期限,繰上徴収日,更正請求日,加算金区分,加算金税率,加算金金額,一般,軽減早期,軽減薄暮,軽減特競,期限後申告区分,取消区分,被取消申告区分

〈調定テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,課税連番,加算金連番,申告処理区分,申告年月日,事務所コード,調定年度,調定年月日,課税年度,等級,調定増件数,調定増金額,調定減件数,調定減金額,歳出還付件数,歳出還付金額,繰越調定減件数,繰越調定減金額,一般,軽減早期,軽減薄暮,軽減特競,非18未,非70上,非障害者,非国体,非学校,課免特競,既往一般,既往軽減早期,既往軽減薄暮,既往軽減特競,既往非18未,既往非70上,既往非障害者,既往非国体,既往非学校,既往課免特競,期限後申告区分,被取消申告区分

〈税外テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,実績年月,申告処理区分,申告年月日,事務所コード,調定年度,処理区分,一般,軽減早期,軽減薄暮,軽減特競,非18未,非70上,非障害者,非国体,非学校,課免特競,本税,加算金区分,加算金税率,加算金金額,重加一般,重加軽減早期,重加軽減薄暮,重加軽減特競,通知日,納期限

〈保留テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,申告処理区分,設定日,調定年度,調定年月日,通知日,納期限

〈保留明細テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,申告処理区分,実績年月,課税年度,決定済区分,更正請求日,等級,一般税率,減額税率,一般,軽減早期,軽減薄暮,軽減特競,非18未,非70上,非障害者,非国体,非学校,課免特競,通常税額,軽減税額,税額,今回確定額,前回確定額,増減額,加算金区分,加算金税率,加算金金額,前回加算金税率,前回加算金金額,重加一般,重加軽減早期,重加軽減薄暮,重加軽減特競,当初申告日,期限後申告区分

〈休業テーブル〉

納税者番号,納税者枝番,休業開始年月日,休業終了年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【軽油引取税(課税)】

〈基本テーブル〉

納税者番号,枝番,事務所コード,基本登録年月日,基本廃止年月日,業種区分,登録番号,事業者コード,屋号,元売業者指定年月日,元売業者取消年月日,特約業者指定年月日,特約業者取消年月日,特約業者指定番号,仮特約業者指定年月日,仮特約業者取消年月日,仮特約業者指定番号,元売系列事業者コード,納入申告区分,納付申告区分,徴収猶予区分,納入書P区分,納付書P区分,申告等委任,備考

〈年度レコード〉

納税者番号,枝番,実績年月,事務所コード,課税年度,業種区分,登録番号,元売系列事業者コード,県内事業所数,納付申告区分,徴収猶予区分,休業区分,前前月末数量,前前月末数量済,製造数量,輸入数量,引取数量,引取数量済,受入返還数量,受入返還数量済,受入数量その他,受入数量合計,受入数量合計済,引渡数量,引渡数量済,消費数量,消費数量済,払出返還数量,払出返還数量済,払出数量その他,払出数量合計,払出数量合計済,前月末数量,前月末数量済,本税,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,申告納入フラグ,申告納付フラグ

〈納入テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,調定年度,申告処理区分,申告処理年月日,調定年月日,納入数量,法700-3,法700-5-1,法700-5-2,免税証,合衆国軍隊,小計,欠減量,今回課税標準量,前回課税標準量,増減課税標準量,今回課税税額,前回課税税額,増減課税税額,税率,指定納期限,繰上徴収日,更正請求日,免除申請日,通知日,期限後申告区分,免除区分,取消区分,被取消処理区分,年度区分,加算金有無フラグ

〈納付テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,調定年度,申告処理区分,申告処理年月日,調定年月日,燃料炭化水素,燃料炭化水素控除,燃料炭化水素計,混和軽油,混和軽油控除,混和軽油計,自動車保有,自動車保有控除,自動車保有計,特徴義務消滅,特徴義務消滅控除,特徴義務消滅計,自己消費,自己消費控除,自己消費計,免税軽油譲渡,免税用途外消費,軽油製造,軽油製造控除,軽油製造計,製造輸入,条例附則,条例附則控除,条例附則計,今回課税標準量,前回課税標準量,増減課税標準量,今回課税税額,前回課税税額,増減課税税額,税率,指定納期限,繰上徴収日,更正請求日,免除申請日,通知日,期限後申告区分,免除区分,取消区分,被取消処理区分,年度区分,加算金有無フラグ

〈加算金テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,課税連番,調定年度,申告処理区分,申告処理年月日,調定年月日,加算金区分,税率,金額,重加算対応数量,指定納期限,繰上徴収日,更正請求日,免除申請日,通知日,期限後申告区分,免除区分,取消区分,被取消処理区分,年度区分

〈免税種別テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,免税用途コード,数量,枚数,うち他県交付分

〈調定テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,申告処理区分,申告処理年月日,事務所コード,調定年度,調定年月日,課税年度,調定増件数,調定増金額,調定減件数,調定減金額,歳出還付件数,歳出還付金額,繰越調定減件数,繰越調定減金額

〈税納入テーブル〉

納税者番号,枝番,処理区分,申告処理区分,実績年月,調定年度,調定日,申告日,事務所コード,課税年度,通知日,納期限,納入数量,法700-3,法700-5-1,法700-5-2,免税証,合衆国軍隊,小計,欠減量,課税標準量,今回課税税額,前回課税税額,増減課税税額,加算金区分,税率,加算金額,加算金区分,重加算対応数量,合計

〈税納付テーブル〉

納税者番号,枝番,処理区分,申告処理区分,実績年月,調定年度,調定日,申告日,事務所コード,課税年度,通知日,納期限,混和軽油,燃料炭化水素,自動車保有,特徴義務消滅,自己消費,免税軽油譲渡,免税用途外消費,軽油製造,製造輸入,条例附則,課税標準量,今回課税税額,前回課税税額,増減課税税額,加算金区分,税率,加算金額,重加算対応数量,合計

〈税免税テーブル〉

納税者番号,枝番,処理区分,申告処理区分,実績年月,調定年度,調定日,申告日,事務所コード,課税年度,免税用途コード,枚数,数量,うち他県交付分

〈税免除テーブル〉

納税者番号,枝番,処理区分,申告処理区分,実績年月,調定年度,調定日,申告日,事務所コード,課税年度,免除区分,本税,過少申告税率,過少申告加算金,不申告税率,不申告加算金,重加算税率,重加算金

〈保留テーブル〉

納税者番号,枝番,申告処理区分,保留登録年月日,調定年度,調定年月日,通知日,納期限,更正請求日

〈保留納入テーブル〉

納税者番号,枝番,申告処理区分,レコード区分,実績年月,還付免除区分,課税年度,納入数量,法700-3,法700-5-1,法700-5-2,免税証,合衆国軍隊,小計,欠減量,今回課税標準量,前回課税標準量,増減課税標準量,今回課税税額,前回課税税額,増減課税税額,加算金区分,加算金税率,加算金額,前回加算金税率,前回加算金額,重加算対応数量,合計,当初申告日,税率

〈保留納付テーブル〉

納税者番号,枝番,申告処理区分,レコード区分,実績年月,課税年度,混和軽油,燃料炭化水素,自動車保有,特徴義務消滅,自己消費,免税軽油譲渡,免税用途外消費,軽油製造,製造輸入,条例附則,混和軽油控除,燃料炭化水素控除,自動車保有控除,特徴義務消滅控除,自己消費控除,軽油製造控除,今回課税標準量,前回課税標準量,増減課税標準量,今回課税税額,前回課税税額,増減課税税額,加算金区分,加算金税率,加算金額,前回加算金税率,前回加算金額,重加算対応数量,合計,当初申告日,税率

〈保留免税テーブル〉

納税者番号,枝番,申告処理区分,レコード区分,実績年月,免税用途コード,枚数,数量,うち他県交付分

〈休業テーブル〉

納税者番号,枝番,休業開始年月日,休業終了年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【軽油引取税(免税)】

〈機械マスターテーブル〉

使用者証番号1,使用者証番号2,共同者枝番,機械枝番,機械住所コード,機械区分,機械名称,機械馬力,機械型式,機械所有者名,機械登録日

〈使用者テーブル〉

事務所コード,使用者証番号,納税者番号,屋号事業所名,免税業種区分,申請区分,機械所有,交付区分,有効期間開始日,有効期間終了日,応答者名称,電話番号,使用者証返納有無,使用者証廃止日,前回使用者証番号,次回使用者証番号,前回交付日,前回交付量,今回交付日,今回交付量,返納日,返納数量,亡失日,亡失数量,譲渡日,譲渡数量,譲受日,譲受数量,用途外年月日,用途外数量,承認日,承認数量,共同者数,共同者代表枝番,共同者累計人数,使用者機械累計台数,使用者機械台数,レコード判定,使用者機械登録台数,発行停止フラグ,引取等に係る報告書提出済,備考,削除年月日

〈共同者テーブル〉

事務所コード,使用者証番号,共同者枝番,納税者番号,所属区分,前回交付日,前回交付量,今回交付日,今回交付量,交付情報,申請区分,交付区分,機械所有,共同者機械累計台数,共同者機械台数,レコード判定,発行停止フラグ,脱退フラグ

〈一般自動計算テーブル〉

事務所コード,使用者証番号,共同者枝番,機械番号,前回稼働日数実績,前回稼働時間実績,前回消費実績,前回稼働日数予定,前回稼働時間予定,前回消費予定,前回自動計算量,今回稼働日数実績,今回稼働時間実績,今回消費実績,今回稼働日数予定,今回稼働時間予定,今回消費予定,今回自動計算量,前回前期残数量,前回免税受入数量,前回課税受入数量,前回消費合計,前回残,前回申請合計,前回計算合計,前回在庫調整,前回端数,前回差引き合計,前回交付量,今回前期残数量,今回免税受入数量,今回課税受入数量,今回消費合計,今回残,今回申請合計,今回計算合計,今回在庫調整,今回端数,今回差引き合計,今回交付量

〈農業自動計算テーブル〉

事務所コード,使用者証番号,共同者枝番,レコード区分,前回作物コード,前回面積,前回計算数量,前回決定数量,今回作物コード,今回面積,今回計算数量,今回決定数量,前回計算数量合計,前回決定数量合計,前回端数,前回交付量,今回計算数量合計,今回決定数量合計,今回端数,今回交付量

〈免税証計算テーブル〉

事務所コード,販売店コード,使用者証番号,共同者番号,レコード通番,登録職員番号,処理年月日,処理時刻,該当交付量,有効期限開始日,有効期限終了日,券区分,券数量,自他県区分,交付量

〈免税証交付明細テーブル〉

事務所コード,使用者証番号,交付日,連番,交付量,有効期間開始日,有効期間終了日,県税記号,券通番,券数量,区分,数,区分,自他県区分

〈販売店券別明細テーブル〉

事務所コード,販売店コード,使用者証番号,共同者枝番,登録職員番号,処理年月日,処理時刻,有効期間開始日,有効期間終了日,券税記号,券通番,券区分,券数量,該当交付量,自他県区分

〈免税証履歴テーブル〉

事務所コード,使用者証番号,共同者番号,交付日,処理日,販売店コード,交付区分,該当交付量,有効期間開始日,有効期間終了日,券区分単位の発行情報区分,券区分単位の発行情報数量,自他県区分,交付量

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【産業廃棄物税】

〈基本テーブル〉

納税者番号,枝番,登録番号,事務所コード,施設名称カナ,施設名称漢字,郵便番号,都道府県,市区町村,大字通称,字丁目,カナ番地号,カナ方書,漢字番地号,漢字方書,電話番号,業者区分,種類,徴収猶予,能力,重量計測,最小目盛,附表送付,備考,最終処理区分

〈年月テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,種類,登録番号,事務所コード,総搬入量,5条1号,5条2号1項,5条2号2項,5条2号3項,課税標準搬入量,委託契約搬入量,委託契約外搬入量,申告納入税額,申告納付税額,納入過少申告加算金,納入不申告加算金,納入重加算金,納付過少申告加算金,納付不申告加算金,納付重加算金,休業区分,最終処理区分

〈課税テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,種類,レコード区分,申告処理コード,申告処理年月日,調定年度,事務所コード,調定年月日,法定納期限,指定納期限,災害延長納期限,繰上徴収納期限,通知年月日,特例年月日,更正請求年月日,期限後申告区分,免除区分,総搬入量,課税免除施設区分,5条1号,5条2号1項,5条2号2項,5条2号3項,課税標準搬入量,委託契約搬入量,委託契約外搬入量,前回委託契約搬入量,前回委託契約外搬入量,今回委託契約搬入量,今回委託契約外搬入量,申告納入税額,申告納付税額,前回申告納入税額,前回申告納付税額,今回申告納入税額,今回申告納付税額,今回税額,年度区分,取消区分,被取消申告区分,加算金有無フラグ,最終処理区分

〈加算金テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,種類,レコード区分,申告処理コード,申告処理年月日,調定年度,事務所コード,調定年月日,課税連番,今回確定税額,過加算金区分,過加算金率,過加算金額,不加算金区分,不加算金率,不加算金額,重加算金区分,重加算金率,重加算金額,重加算対応数量,法定納期限,指定納期限,災害延長納期限,繰上徴収納期限,通知年月日,取消区分,被取消申告区分,最終処理区分

〈調定テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,種類,申告処理コード,申告処理年月日,調定年度,事務所コード,調定年月日,法定納期限,指定納期限,免除区分,通知年月日,更正請求年月日,期限後申告区分,総搬入量,5条1号,5条2号1項,5条2号2項,5条2号3項,課税標準搬入量,委託契約搬入量,委託契約外搬入量,申告納入税額,申告納付税額,既搬入量,既税額,今回搬入量,今回税額,歳入税額現,歳入税額過,歳出税額,歳入重加算現,歳入重加算過,歳出重加算,歳入不申告現,歳入不申告過,歳出不申告,歳入過少申告現,歳入過少申告過,歳出過少申告,現年調定増件数,現年調定増金額,現年調定減件数,現年調定減金額,過年調定増件数,過年調定増金額,繰越調定減件数,繰越調定減金額,歳出還付件数,加算金有無フラグ,最終処理区分

〈調定履歴テーブル〉

納税者番号,枝番,実績年月,種類,申告処理コード,申告処理年月日,調定年度,事務所コード,調定年月日,法定納期限,指定納期限,免除区分,通知年月日,更正請求年月日,期限後申告区分,総搬入量,5条1号,5条2号1項,5条2号2項,5条2号3項,課税標準搬入量,委託契約搬入量,委託契約外搬入量,申告納入税額,申告納付税額,既搬入量,既税額,今回搬入量,今回税額,歳入税額現,歳入税額過,歳出税額,歳入重加算現,歳入重加算過,歳出重加算,歳入不申告現,歳入不申告過,歳出不申告,歳入過少申告現,歳入過少申告過,歳出過少申告,現年調定増件数,現年調定増金額,現年調定減件数,現年調定減金額,過年調定増件数,過年調定増金額,繰越調定減件数,繰越調定減金額,歳出還付件数,加算金有無フラグ,最終処理区分

〈保留テーブル〉

納税者番号,枝番,申告処理コード,申告処理年月日,調定年度,事務所コード,調定年月日,指定納期限,通知年月日,更正請求年月日

〈保留明細テーブル〉

納税者番号,枝番,申告処理コード,申告処理年月日,実績年月,種類,還付免除区分,免除区分,総搬入量,課税免除施設区分,5条1号,5条2号1項,5条2号2項,5条2号3項,課税標準搬入量,委託契約搬入量,委託契約外搬入量,前回委託契約搬入量,前回委託契約外搬入量,差引委託契約搬入量,差引委託契約外搬入量,申告納入税額,申告納付税額,既確定納入税額,既確定納付税額,差引納入税額,差引納付税額,過加算金区分,過加算金率,過加算金額,前回過加算金区分,前回過加算金率,前回過加算金額,不加算金区分,不加算金率,不加算金額,前回不加算金区分,前回不加算金率,前回不加算金額,重加算金区分,重加算金率,重加算金額,前回重加算金区分,前回重加算金率,前回重加算金額,納入重加算対応数量,納付重加算対応数量

〈休業テーブル〉

納税者番号,枝番,休業開始年月日,休業終了年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【収納】

〈基本テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,自税用一調定事由コード,自税用一事由発生日,自税用納税証明書一差止サイン,自税用納税証明書一差止申請日,自税用一下取りコード,自税用一下取り年度,代表納税者番号,代表税目,代表枝番,共有者連番,債権譲渡フラグ,予備

〈実績テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,本税調定額,本税収入額,延滞金調定額,延滞金収入額,過少申告加算金調定額,過少申告加算金収入額,不申告加算金調定額,不申告加算金収入額,重加算金調定額,重加算金収入額,当初登録番号,検索用登録番号,事業税始期,最終徴収簿番号,予備

〈徴収簿テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,課税区分,処理日,課税税目,調定年度,調定日,当初調定年度,当初調定日,累積登録一登録年度,累積登録一登録年月,累積登録一現滞区分,調定件数,期限後申告サイン,事務所コード,充当適状判定日,納期始期,法定納期限,本来納期限,商法延長,指定納期限,修正申告期限,災害延長納期限,特例災害延長,繰上徴収,税区分,課税当初調定額,年度当初調定額,変更後調定額,不納欠損額,未納額,完納年度,完納日,時効到来日,希望充当額,仮充当延滞金,延滞金催告額,延滞金計算保留,不納欠損審査年度,本税滞納原因コード,加算滞納原因コード,滞納処分サイン,最新処分日,申告処理コード,確定申告日,更正の通知日,国税処理日,国税処理コード,重加算サイン,変更後重加税額,変更後重加税額事,変更後重加税額特,変更後その他税額,変更後他税額事,変更後他税額特,重加対応税額一所得割,重加その他税額一所得割,変更後調定額一所得割,利子割特例日,特別税有サイン,課税標準量予備

〈収納入金テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,課税区分,処理日,課税税目,徴収簿一連番号,収納レコード番号,収納レコード区分,税区分,会計年度,収納日,累積登録一登録年度,累積登録一登録年月,累積登録一現滞区分,累積登録一旧法フラグ,納付区分,収納金額,収納金額事業,収納金額特別,領収日,金融機関コード,納貯コード,更正区分,処理区分,更正収納KEY一更正納税者番号,更正収納KEY一更正税目,更正収納KEY一更正枝番,更正収納KEY一更正実績年月,更正収納KEY一更正実績種類,更正収納KEY一更正課税区分,更正収納KEY一更正処理日,更正収納R番号,充当区分,店舗コード,払込済サイン,払込処理日,会計更正済サイン,会計更正日,共有者納税者番号,納付事務所,未消し分フラグ,データ識別,予備,移行データサイン,作成日

〈収納減額テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,課税区分,処理日,課税税目,収納レコード番号,収納レコード区分,税区分,調定年度,調定日,調定件数,減額,減額事業,減額特別,減額日,減額課税区分,減額詳細区分,減額処理日,還付金区分,還付金額,還付金額事業,還付金額特別,還付対象申告日,申請日,更正の通知日,均等割減額,税割超過減額,課税標準量,予備,歳入減額,歳入減額事業,歳入減額特別,歳出減額,歳出減額事業,歳出減額特別

〈収納過誤納テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,課税区分,処理日,課税税目,徴収簿一連番号,収納レコード番号,収納レコード区分,税区分,過誤納発生番号,還付年度,過誤納発生日,歳入歳出区分,過誤納額,過誤納額事業,過誤納額特別,還付加算金始期,支出決定日,減額事由コード,控除日数,充当額1,充当額1事業,充当額1特別,送金番号1,送金番号1特別,始期サイン,還付金区分,計算日数,還付加算金率,還付加算金還付分,当初登録番号,予備,送付通番,過誤納連番,正当額,正当額事業,正当額特別,納付区分,領収日,既納付額,既納付額事業,既納付額特別,還付済額,還付済額事業,還付済額特別, SORT区分,事務所コード,送付先区分,カナサイン,カナ屋号,漢字屋号,特別税有サイン,銀行,支店,預金種別,口座番号,口座名義人,口座サイン,共有者納税者番号

〈収納処分テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,課税区分,処理日,課税税目,税区分,会計年度,処分始期,入力区分,処分金額,処分金額事業,処分金額特別,処分終期,処分区分,処分詳細,日付,調書番号,事件番号,差押解除事由,二重差押有無,担保の有無,囑託先コード,裁決区分,時効中断日,時効停止始期,時効停止終期,延滞金減免サイン,予備

〈収納督促テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,課税区分,処理日,課税税目,税区分,督促額,督促額事業,督促額特別,督促状発行年月日,返戻コード,カード発行年月日,予備

〈税額明細テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,課税区分,処理日,課税税目,税区分,課税初調定額事業,年度初調定額事業,変更後調定額事業,不能欠損額事業,未納額事業,希望充当額事業,課税初調定額特別,年度初調定額特別,変更後調定額特別,不能欠損額特別,未納額特別,希望充当額特別,完納年度,完納日,予備

〈送金番号テーブル〉

年度,佐賀歳入一送金番号,佐賀歳出一送金番号,唐津歳入一送金番号,唐津歳出一送金番号,武雄歳入一送金番号,武雄歳出一送金番号,税務課歳入一送金番号,税務課歳出一送金番号,外現金還付分一送金番号,予備,

〈納税証明番号テーブル〉

年度,事務所コード,一般納税証明交付番号,一般4月件数,一般5月件数,一般6月件数,一般7月件数,一般8月件数,一般9月件数,一般10月件数,一般11月件数,一般12月件数,一般1月件数,一般2月件数,一般3月件数,車検用納税証明交付番号,車検4月件数,車検5月件数,車検6月件数,車検7月件数,車検8月件数,車検9月件数,車検10月件数,車検11月件数,車検12月件数,車検1月件数,車検2月件数,車検3月件数

<窓口納付テーブル>

納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,課税区分,処理日,課税税目,徴収簿一連番号,収納レコード番号本税,収納レコード番号延滞,収納レコード番号過小,収納レコード番号不申,収納レコード番号重加,会計年度,事務所コード,自動車税課受領フラグ,税目登録番号,氏名法人名,住所,窓口現金件数,窓口現金金額,窓口証券件数,窓口証券金額,徴収引継現金件数,徴収引継現金金額,徴収引継証券件数,徴収引継証券金額,締日徴収日,領収日,払込一覧連番

<返戻管理テーブル>

年度,文書種別,内部連番,発行年度,発行日,発付日,事務所コード,納税者番号,税目,枝番,実績年月,実績種類,課税区分,処理日,課税税目,徴収簿一連番号,納税義務者名,カナ納税者名,送付先所在地,都道府県コード,市区町村コード,登録番号,返戻入力日,返戻コード,完了フラグ,帳票区分,請求額

<未消しテーブル>

エントリーKEY,処理日,レコード区分,予備,納付区分,消し込みKEY-納税者番号,消し込みKEY-税目,消し込みKEY-枝番,消し込みKEY-実績年度,消し込みKEY-実績月,消し込みKEY-種類,消し込みKEY-課税区分,消し込みKEY-処理日,事務所コード,収入金額,領収日,領収NO,会計年度,収納日,エラービット,戻出サイン,更正収納KEY-更正納税者番号,更正収納KEY-更正税目,更正収納KEY-更正枝番,更正収納KEY-更正実績年月,更正収納KEY-更正実績種類,更正収納KEY-更正課税区分,更正収納KEY-更正処理区分,金融機関コード,納貯コード,充当区分,チャネル区分,メモ,未消し削除区分

<更正テーブル>

処理日,収納KEY-納税者番号,収納KEY-税目,収納KEY-枝番,収納KEY-実績年月,収納KEY-実績種類,収納KEY-課税区分,収納KEY-処理日,収納KEY-課税税目,収納KEY-徴収簿一連番号,連番,更正金額,更正区分,更新KEY-更新処理月日,更新KEY-更新処理区分,更新KEY-更新連番,更新KEY-更新枝番,処理コード

<処分テーブル>

エントリーKEY,収納KEY-納税者番号,収納KEY-税目,収納KEY-枝番,収納KEY-実績年月,収納KEY-実績種類,収納KEY-課税区分,収納KEY-処理日,収納KEY-課税税目,収納KEY-徴収簿一連番号,収納KEY-税区分,収納KEY-収納レコード番号,連番,処理コード,年度,処分コード,処分金額,事務所コード

<請求情報テーブル>

データ区分,請求区分,納付番号,確認番号,支払形態,識別番号,納付金額,延滞金,消費税額,手数料負担区分,請求期別,支払期限,納付内容カナ,納付内容漢字,利用者名カナ,利用者名漢字,パスワード,支払状態,バーコード情報,納付金区分,納付方式,納付区分,任意情報,OCR情報,削除日,削除フラグ,汎用検索用データ登録番号,汎用検索用データ納期限,汎用検索用データチャネル区分,汎用検索用データ入力区分,汎用検索用データ金融機関コード,領済データ区分,システム区分,領済納付区分,納税者番号,税目,枝番,実績年度,実績月,実績種類,課税区分,処理日,事務所コード,強制消込サイン,金額,会計年度

<請求情報連番管理テーブル>

システム区分-税務識別番号,システム区分-税目コード,事務所コード,課税年度,期別,連番

<還付先テーブル>

支出決定日,事務所コード,納税者番号,送付通番,税目,枝番,送付先区分,宛名郵便番号,宛名住所,宛名氏名,宛名カナ住所,宛名カナ氏名,郵便番号,住所,氏名,債権者納税者番号,充当額,充当額事業,充当額特別,還付額,還付額事業,還付額特別,過誤納額,未納額,充当対象有無フラグ,充当指示済フラグ,充当順位更新者名,還付指示済フラグ,充当不能サイン,

<充当状況テーブル>

支出決定日,事務所コード,納税者番号,送付通番,過誤納連番,状況連番,徴収簿KEY-税目,徴収簿KEY-枝番,徴収簿KEY-実績年月,徴収簿KEY-実績種類,徴収簿KEY-課税区分,徴収簿KEY-処理日,徴収簿KEY-課税税目,徴収簿KEY-徴収簿一連番号,収納レコード番号,収納レコード区分,税区分,調定年度,充当直前未納額,充当直前未納額事業,充当直前未納額特別,充当額,充当額事業,充当額特別,充当区分,未納事務所コード,基礎日数,カナサイン,カナ屋号,漢字屋号,充当適状日,会計年度,現滞区分,過誤納充当額,過誤納充当額事業,過誤納充当額特別,計算日数,還付加算金率,還付加算金充当

<充当順位テーブル>

支出決定日,事務所コード,納税者番号,送付通番,充当順位,徴収簿KEY-税目,徴収簿KEY-枝番,徴収簿KEY-実績年月,徴収簿KEY-実績種類,徴収簿KEY-課税区分,徴収簿KEY-処理日,徴収簿KEY-課税税目,徴収簿KEY-税区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納整理】

〈納税者テーブル〉

納税者番号,納税者メモ,納税者メモ記録日,連絡先コード,要電話催告フラグ,要朝架電フラグ,要夜架電フラグ,要臨戸フラグ,夜臨戸フラグ,納付約束中フラグ,分納中フラグ,要差押フラグ,差押中フラグ,要文書催告フラグ,要一斉催告フラグ,交付要求中フラグ,要預貯金調査フラグ,預貯金調査中フラグ,預貯金調査済フラグ,要生保調査フラグ,生保調査中フラグ,生保調査済フラグ,要給与照会フラグ,給与照会中フラグ,給与照会済フラグ,要税務照会フラグ,税務照会中フラグ,税務照会済フラグ,要執行停止フラグ,執行停止中フラグ,一部執行停止中フラグ,その他フラグ,要所在調査,所在調査中,所在調査済,要相統調査,相統調査中,相統調査済,発送,一部停止,発送停止,滞納原因調入力済フラグ,財産有-預貯金-フラグ,財産有-保険-フラグ,財産有-自動車-フラグ,財産有-不動産土地-フラグ,財産有-不動産建物-フラグ,財産有-一年経過分-フラグ,財産有-債権譲渡-フラグ,財産有-売掛金-フラグ,財産有-その他-フラグ,財産調査日-預貯金,財産調査日-保険,連絡先区分,連絡先名称,連絡先電話番号,連絡先郵便番号,連絡先都道府県コード,連絡先市区町村コード,連絡先大字通称コード,連絡先字丁目コード,連絡先住所,代表者氏名,宛名情報更新日,勤務先名称,勤務先郵便番号,勤務先都道府県コード,勤務先市区町村コード,勤務先大字通称コード,勤務先字丁目コード,勤務先所在地1,勤務先所在地2,勤務先電話番号,給与照会先郵便番号,給与照会先都道府県コード,給与照会先市区町村コード,給与照会先大字通称コード,給与照会先字丁目コード,給与照会先住所1,給与照会先住所2,収入所得申告フラグ,収入所得給与収入額,収入所得給与所得額,収入所得年金収入額,収入所得年金所得額,収入所得自営収入額,収入所得自営所得額,月収情報直近月収,勤務先調査日,勤務先メモ

〈徴収簿テーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,担当コード,発送停止フラグ,滞納原因入力対象フラグ,滞納原因入力済フラグ

〈折衝履歴テーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,処理日,処理時間,折衝日,折衝時間,連絡先,連絡先名称,折衝の相手,折衝内容,折衝種別,滞納理由コード,折衝メモ,担当者,約束日,約束時間,折衝メモテキストフラグ,折衝メモテキスト

〈財産(預貯金)テーブル〉

納税者番号,金融機関コード,支店コード,口座番号-記号番号,回答日,金融機関名,支店名,預金の種類,預貯金額,差押金額,契約日,満期日,最終取引日,要取立日,差押日,備考

〈財産(保険)テーブル〉

納税者番号,保険会社コード,種別コード,保険の種類,証券一書-記号番号,回答日,保険会社名称,種別名称,保険契約者,解約返戻金額,契約日,有効-失効,被保険者名,差押日,備考

〈財産(自動車)テーブル〉

納税者番号,年式,登録番号,調査日,運輸支局名,車名,型式,車台番号,原動機型式,自動車都道府県コード,自動車市区町村コード,自動車大字通称コード,自動車字丁目コード,住所,漢字番地,漢字方書,差押日,備考

〈財産(不動産土地)テーブル〉

納税者番号,所在都道府県コード,所在市区町村コード,所在大字通称コード,所在字丁目コード,所在,地番,地目,調査日,不動産土地連番,登記委託先,地籍,登記日,差押日,備考

〈不動産(建物)テーブル〉

納税者番号,所在都道府県コード,所在市区町村コード,所在大字通称コード,所在字丁目コード,所在,家屋番号,調査日,不動産建物連番,主従区分,登記委託先,種類,構造,登記日,差押日,備考

〈権利者テーブル〉

納税者番号,土地建物区分,不動産連番,権利者連番,抵当権フラグ,権利者名称

〈床面積テーブル〉

納税者番号,不動産建物連番,床面積連番,床面積

〈財産(一年経過分)〉

納税者番号,送金番号,調査日,送金依頼年月日,金額,差押日,備考

〈財産(債権譲渡)テーブル〉

納税者番号,年度,ナンバー,調査日,債権譲渡通知日,金額,差押日,備考

〈財産(売掛金)テーブル〉

納税者番号,売掛金連番,調査日,売掛金名称,第三債務者,始期,終期,金額,差押日,備考

〈財産(その他)テーブル〉

納税者番号,その他財産欄

〈宛名履歴テーブル〉

納税者番号,履歴番号,氏名フラグ,住所フラグ

〈宛名履歴調査氏名〉

納税者番号,連番,氏名カナ,氏名漢字

〈宛名履歴調査住所テーブル〉

納税者番号,連番,郵便番号,自動車都道府県コード,自動車市区町村コード,自動車大字通称コード,自動車字丁目コード,住所

〈官報情報テーブル〉

納税者番号,処理年月日,事件番号-元号,事件番号-年,事件番号-記号,事件番号-番号,決定年月日,主文コード,官報メモテキストフラグ,官報メモテキスト

〈スケジュールテーブル〉

予定時分,折衝内容コード,納税者番号,予定メモテキスト

〈指示事項テーブル〉

納税者番号,処理年月日,処理時刻,指示区分,確認区分,指示職員コード,相手先職員コード,指示事項

〈関連付けテーブル〉

本人納税者番号,関連納税者番号,関連付事由コード

〈個別担当換テーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,申請区分,申請担当コード,申請職員コード,申請先担当コード,申請先職員コード,申請年月日,申請時刻

〈差押調書整理表テーブル〉

事務所コード,年度,調書番号,種別,第三債務者コード,支店コード,適用,取立日,取立額,配当金額

〈交付要求整理表テーブル〉

事務所コード,年度,調書番号,執行機関,適用,配当日,配当金額

〈財産調査テーブル〉

納税者番号,調査依頼年月日,調査依頼先区分,調査依頼先コード,調査状態,調査依頼職員事務所,調査依頼職員コード

〈電話番号検索テーブル〉

検索電話番号,電話先,自治体コード,機構コード,納税者番号,表示電話番号,〈履行管理テーブル〉,納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,納付管理日,本税予定納付額,延滞予定納付額,過小予定納付額,不申告予定納付額,重加予定納付額

〈端末稼働状況テーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,納税者氏名,処理日付,世帯番号,メニューグループ,次メニューグループ,次々メニューグループ,階層

〈滞納原因調テーブル〉

納税者番号,税目,枝番,実績年月,種類,課税区分,申告処理年月日,課税税目,税区分,事務所コード,調定年度,都道府県コード1,市区町村コード1,大字通称コード1,処分区分,処分詳細,前回滞納原因,今回滞納原因,前回処理見込,今回処理見込,収入見込額,レコードSEQ,都道府県コード2,市区町村コード2,エラー区分

〈折衝内容テーブル〉

折衝コード,折衝内容,日付区分,振分区分,予定日付必須区分,カレンダー表示区分

〈債務者住所テーブル〉

調査依頼先区分,調査依頼先コード,支店コード,機関名,支店名,第三債務者名称,第三債務者住所,債務者名称,債務者住所

〈オートコールサブ制御ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,抽出状態フラグ,未納一覧,分納計画,個別担当換申請,納税者メモ,宛名情報,旧宛名情報,納税者検索,ファイル一覧,折衝内容登録,勤務先情報,財産一覧-預貯金,財産一覧-保険,財産一覧-自動車,財産一覧-不動産土地,財産一覧-不動産建物,財産一覧-一年経過分,財産一覧-債権譲渡,財産一覧-売掛金,財産一覧-その他,関連者一覧,関連付登録,職員別月間スケジュール,スケジュール詳細,処分入力,入金情報,折衝情報-課税単位,折衝情報-納税者単位,指示事項登録,折衝情報詳細,官報情報,官報情報詳細,収納情報,滞納原因調,減免入力

〈分納計画ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,優先順位,課税年度,最新登録番号,未納区分,未納額,納期限,課税事務所コード,督促状発行年月日,入金予定日,入金予定額

〈財産調査依頼書ワークテーブル〉

納税者番号,連番,漢字氏名,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,住所

〈共通検索条件ワークテーブル〉

納税者番号,電話番号,都道府県,市区町村,大字,字丁目,カナ氏名,カナ氏名検索方法,漢字氏名,漢字氏名検索方法,生年月日,納付約束手日-開始,納付約束手日-終了,状態フラグ検索条件-OR-AND,状態フラグ検索条件-NOT,状態フラグ-要電話催告,状態フラグ-要朝架電,状態フラグ-要夜架電,状態フラグ-要臨戸,状態フラグ-夜臨戸,状態フラグ-要文書催告,状態フラグ-要一斉催告,状態フラグ-納付約束手中,状態フラグ-分納中,状態フラグ-要差押,状態フラグ-差押中,状態フラグ-交付要求中,状態フラグ-要執行停止,状態フラグ-執行停止中,状態フラグ-一部執行停止中,状態フラグ-要預貯金調査,状態フラグ-預貯金調査中,状態フラグ-要預貯金調査済,状態フラグ-要生保調査,状態フラグ-生保調査中,状態フラグ-生保調査済,状態フラグ-要給与照会,状態フラグ-給与照会中,状態フラグ-給与照会済,状態フラグ-要税務照会,状態フラグ-税務照会中,状態フラグ-税務照会済,状態フラグ-要所在調査,状態フラグ-所在調査中,状態フラグ-所在調査済,状態フラグ-要相続調査,状態フラグ-相続調査中,状態フラグ-相続調査済,その他,事務所コード,担当者コード,登録番号-全部,登録番号-下4桁,初度登録-開始,初度登録-終了,車検期限-開始,車検期限-終了,前年度納付日付-開始,前年度納付日付-終了,時効到来日-開始,時効到来日-終了,処分始期-開始,処分始期-終了,処分終期-開始,処分終期-終了,処分コード,税目,税目コード,状態,現滞区分,税区分,督促,所有権留保,徴収猶予,欠損有無,発送停止,滞納原因調

〈官報情報ワークテーブル〉

納税者番号

〈納税者関連付ワークテーブル〉

納税者番号,漢字氏名,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,住所,性別コード,生年月日,納税者番号

〈関連者一覧ワークテーブル〉

納税者番号,シーケンス番号,滞納者関連付け事由コード,ソートキー1-事由コード,ソートキー2-住所コード,ソートキー3-カナ氏名,ソートキー4-納税者番号,連番キー

〈個別担当換一覧ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,申請区分,申請担当コード,申請職員コード,申請先担当コード,申請先職員コード,申請日,申請時間

〈共通検索抽出ワークテーブル〉

納税者番号,事務所コード,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,検索方法,課税年度,課税事務所コード,担当コード,状態コード,統合先納税者番号,統合理由,カナ氏名,漢字氏名,自宅住所コード,自宅住所1,自宅住所2,生年月日,性別コード,自宅電話番号,地図年度,地図頁,地図方位,本税当初調定額,本税変更後調定額,本税未納額,延滞未納額,過小未納額,不申告未納額,重加未納額,最新登録番号,車検有効期限,前年度納付年月日,印刷選択フラグ,済フラグ,納付書印刷,納付書延滞金表示,納付書納付履行,納付書納付期限,滞納金明細書印刷,自動車税滞納金明細書印刷,滞納金明細書住所表示,滞納金明細書延滞金1円単位,滞納金明細書出力順,滞納金明細書指定日,滞納金徴収カードA印刷,滞納金徴収カードB印刷,滞納金徴収カードB期間一開始,滞納金徴収カードB期間一終了,催告書印刷,催告書種類,催告書日付,催告書時間,汎用文書書式コード,折衝記録チェック,折衝記録メモテキスト

〈共通印刷ワークテーブル〉

納税者番号,事務所コード,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,検索方法,課税年度,課税事務所コード,担当コード,状態コード,統合先納税者番号,統合理由,カナ氏名,漢字氏名,自宅住所コード,自宅住所1,自宅住所2,生年月日,性別コード,自宅電話番号,地図年度,地図頁,地図方位,本税当初調定額,本税変更後調定額,本税未納額,延滞未納額,過小未納額,不申告未納額,重加未納額,最新登録番号,車検有効期限,前年度納付年月日,印刷選択フラグ,済フラグ,納付書印刷,納付書延滞金表示,納付書納付履行,納付書納付期限,滞納金明細書印刷,自動車税滞納金明細書印刷,滞納金明細書住所表示,滞納金明細書延滞金1円単位,滞納金明細書出力順,滞納金明細書指定日,滞納金徴収カードA印刷,滞納金徴収カードB印刷,滞納金徴収カードB期間一開始,滞納金徴収カードB期間一終了,催告書印刷,催告書種類,催告書日付,催告書時間,汎用文書書式コード,折衝記録チェック,折衝記録メモテキスト

〈徴収簿対象一覧ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,課税年度,課税事務所コード,担当コード,最新登録番号,本税当初調定額,本税変更後調定額,本税未納額,延滞未納額,過小未納額,不申告未納額,重加未納額

〈入金情報用一覧ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,課税年度,課税事務所コード,最新登録番号,本税当初調停額,本税変更後調停額,本税未納額,延滞未納額,過小未納額,不申告未納額,重加未納額

〈未納一覧ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目

〈納付履行ワークテーブル〉

納税者番号,漢字氏名,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,住所,事務所コード,事務所,課税年度,税目コード,税目名称,登録番号,予定納付額計,納付額計,予定納付日1,予定納付額1,納付日,納付額

〈納税者検索ワークテーブル〉

納税者番号,漢字氏名,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,住所,性別コード,生年月日

〈入金情報照会ワークテーブル〉

本入金チェック,仮入金チェック,現年区分,滞線区分,開始処理日,終了処理日,自治体コード,機構コード,納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,課税年度,課税事務所コード,最新登録番号,漢字氏名,住所,入金日,区分,税区分,入金額,納付区分

〈折衝情報登録ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,処理日,処理時間,課税事務所名,課税年度,税目名,最新登録番号,折衝日,折衝時刻,件数,折衝種別,連絡先,折衝相手,折衝内容,日付区分,入金約束日,集金時刻,オペレーター担当一名,折衝メモテキスト

〈折衝情報税目ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,処理日,処理時間,課税事務所名,課税年度,税目名,最新登録番号,折衝日,折衝時刻,折衝種別,連絡先,折衝相手,折衝内容,日付区分,入金約束日,集金時刻,オペレーター担当一名,折衝メモテキスト

〈差押調書整理表ワークテーブル〉

処分始期,納税者番号,滞納者名,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,住所,担当者コード,担当者名称,種別コード,種別名称,第三債務者コード,第三債務者名称,支店コード,支店名称,適用,解除事由コード,解除事由名称,取立-解除日,取立額,配当金額,滞納総額,滞納本税額,滞納件数,自税額,自税件数,諸税額,諸税件数

〈交付要求整理表ワークテーブル〉

処分始期,納税者番号,滞納者名,都道府県コード,市区町村コード,大字通称コード,字丁目コード,住所,担当者コード,担当者名称,事件年,事件記号,事件番号,執行機関,解除日,理由,適用,配当金額,滞納総額,滞納本税額,滞納件数,自税額,自税件数,諸税額,諸税件数

〈納付誓約書ワークテーブル〉

納付年月日,自治体コード,機構コード,納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,最新登録番号,課税年度,納期限,督促状発行年月日,本税入金額,延滞入金額,過小入金額,不申告入金額,重加入金額,納付書チェック

〈収納対象一覧ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,入金区分,連番,収納日,税区分,収納額,納付区分,収納区分

〈指示事項確認ワークテーブル〉

納税者番号,処理日,処理時間,指示区分,確認区分

〈指示事項履歴ワークテーブル〉

納税者番号,処理日,処理時間,指示区分,確認区分

〈処分情報照会ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,徴収簿連番,収納連番,会計年度,調書番号,課税事務所コード,課税年度,最新登録番号,処分区分,処分詳細,税区分,処分金額,事件番号,処分始期,処分終期,差押解除事由

〈処分情報入力課税ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,表示フラグ,選択フラグ,状態コード,状態名称,事務所コード,事務所名称,課税年度,税目名称,登録番号,当初調定額,変更後調定額,滞納税額,過少加算金,不申告加算金,重加算金,延滞金,車検期限,前年度納付日,減事由コード,減事由名称,時効到来日,徴収猶予有無コード,徴収猶予有無名称,処分有無コード,処分有無名称

〈処分情報入力一覧ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,徴収簿一連番号,収納レコード番号,税区分コード,税区分名称,年度,詳細コード,詳細名称,処分額,始期,終期,日付1,日付2,日付3,調書番号,事件年,事件記号,事件番号,解除事由コード,解除事由名称,嘱託先コード,嘱託先名称,裁決コード,裁決名称,二重コード,二重名称,担保コード,担保名称,物件種別コード,物件種別名称,第三債務者コード,第三債務者名称,支店コード,支店名称,取立年月日,取立額,配当-充当-金額-差押,執行機関,配当年月日,配当-充当-金額-交付要求,適用,事務所コード

〈入金情報照会連絡ワークテーブル〉

本入金区分,仮入金区分,現年区分,滞繰区分,本税区分,延滞金区分,督促有区分,督促無区分,税目区分,税目,処理日-開始,処理日-終了,ソート区分,選択明細納税者番号

〈滞納原因調ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,課税年度,税目名称,課税区分コード,課税区分名称,登録番号,徴収金区分コード,徴収金区分名称,収納未済額-出納閉鎖日,収納未済額-本日本,滞納原因コード,滞納原因名称,処理コード,処理名称,収入見込額

〈個別担当換申請取消ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,課税年度,課税事務所コード,最新登録番号

〈個別担当承認ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,申請区分,課税年度,課税事務所コード,最新登録番号

〈個別担当申請ワークテーブル〉

納税者番号,税目,税目枝番,実績年月,実績種類,徴収簿課税区分,徴収簿申告処理年月日,徴収簿課税税目,課税年度,課税事務所コード,担当コード,最新登録番号,本税未納額,延滞未納額,過小未納額,不申告未納額,重加未納額

〈財産調査管理預貯金ワークテーブル〉

納税者番号,漢字氏名,依頼先コード,出力日,出力指定事務所コード

〈財産調査管理保険ワークテーブル〉

納税者番号,漢字氏名,依頼先コード,出力日,出力指定事務所コード

〈財産一括登録預貯金ワークテーブル〉

納税者番号,金融機関コード,支店コード,口座番号一記号番号,回答日,金融機関名,支店名,預金の種類,預貯金額,差押金額,契約日,満期日,最終取引日,要取立日,差押日,備考

〈財産一括登録保険ワークテーブル〉

納税者番号,保険会社コード,種別コード,保険の種類,証券一書一記号番号,回答日,保険会社名称,種別名称,保険契約者,解約返戻金額,契約日,有効一失効,被保険者名,差押日,備考

〈財産一覧預貯金ワークテーブル〉

納税者番号,金融機関コード,支店コード,口座番号一記号番号,検索キー情報,回答日,金融機関名,支店名,預金の種類,預貯金額,差押金額,契約日,満期日,最終取引日,要取立日,差押日,備考

〈財産一覧保険ワークテーブル〉

納税者番号,保険会社コード,種別コード,商品名,証券番号,検索キー情報,回答日,保険会社名称,種別名称,保険契約者,解約返戻金額,契約日,有効一失効,被保険者名,差押日,備考

〈財産一覧自動車ワークテーブル〉

納税者番号,年式,登録番号,検索キー情報,調査日,運輸支局名,車名,型式,車台番号,原動機型式,自動車都道府県コード,自動車市区町村コード,自動車大字通称コード,自動車字丁目コード,住所,漢字番地,漢字方書,差押日,備考

〈財産一覧不動産土地ワークテーブル〉

納税者番号,所在都道府県コード,所在市区町村コード,所在大字通称コード,所在字丁目コード,所在,地番,地目,検索キー情報,調査日,不動産土地連番,登記委託先,地籍,登記日,差押日,備考,差押フラグ,権利者フラグ

〈財産一覧不動産建物ワークテーブル〉

納税者番号,所在都道府県コード,所在市区町村コード,所在大字通称コード,所在字丁目コード,所在,家屋番号,検索キー情報,調査日,不動産建物連番,主従区分,登記委託先,種類,構造,登記日,差押日,備考,差押フラグ,権利者フラグ

〈財産一覧一年経過分ワークテーブル〉

納税者番号,送金番号,検索キー情報,調査日,送金依頼年月日,金額,差押日,備考

〈財産一覧債権譲渡ワークテーブル〉

納税者番号,年度,ナンバー,検索キー情報,調査日,債権譲渡通知日,金額,差押日,備考

〈財産一覧売掛金ワークテーブル〉

納税者番号,売掛金連番,検索キー情報,調査日,売掛金名称,第三債務者,始期,終期,金額,差押日,備考

〈宛名統合ワークテーブル〉

新納税者番号,新税目,新枝番,旧納税者番号,旧税目,旧枝番,統合理由

〈宛名履歴ワークテーブル〉

自治体コード,機構コード,納税者番号,履歴番号,氏名フラグ,住所フラグ

〈権利者ワークテーブル〉

納税者番号,土地建物区分,不動産連番,権利者連番,抵当権フラグ,権利者名称

〈床面積ワークテーブル〉

納税者番号,不動産建物連番,床面積連番,床面積

〈財産預貯金CSVワークテーブル〉

納税者番号,金融機関コード,支店コード,口座番号一記号番号,検索キー情報,回答日,金融機関名,支店名,預金の種類,預貯金額,差押金額,契約日,満期日,最終取引日,要取立日,差押日,備考,最大調査日

〈財産保険CSVワークテーブル〉

納税者番号,保険会社コード,種別コード,商品名,証券番号,検索キー情報,回答日,保険会社名称,種別名称,保険契約者,解約返戻金額,契約日,有効一失効,被保険者名,差押日,備考,最大調査日

〈財産自動車CSVワークテーブル〉

納税者番号,年式,登録番号,検索キー情報,調査日,運輸支局名,車名,型式,車台番号,原動機型式,自動車都道府県コード,自動車市区町村コード,自動車大字通称コード,自動車字丁目コード,住所,漢字番地,漢字方書,差押日,備考

〈財産不動産土地CSVワークテーブル〉

納税者番号,所在都道府県コード,所在市区町村コード,所在大字通称コード,所在字丁目コード,所在,地番,地目,検索キー情報,調査日,不動産土地連番,登記委託先,地籍,登記日,差押日,備考,差押フラグ,権利者フラグ

〈財産不動産建物CSVワークテーブル〉

納税者番号,所在都道府県コード,所在市区町村コード,所在大字通称コード,所在字丁目コード,所在,家屋番号,検索キー情報,調査日,不動産建物連番,主従区分,登記委託先,種類,構造,登記日,差押日,備考,差押フラグ,権利者フラグ

〈財産一年経過分CSVワークテーブル〉

納税者番号,送金番号,検索キー情報,調査日,送金依頼年月日,金額,差押日,備考

〈財産債権譲渡CSVワークテーブル〉

納税者番号,年度,ナンバー,検索キー情報,調査日,債権譲渡通知日,金額,差押日,備考

〈財産売掛金CSVワークテーブル〉

納税者番号,売掛金連番,検索キー情報,調査日,売掛金名称,第三債務者,始期,終期,金額,差押日,備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【交付金・報償金】

〈受任者テーブル〉

受任者番号,事務所コード,納貯組合名漢字,納貯組合名カナ,都道府県,市町村コード,大字通称,字丁目,番地方書漢字,番地方書カナ,組合長名漢字,組合長名カナ,組合員数,電話番号,金融機関コード,預金種別,口座番号,口座名義人名,役職区分,口振区分

〈委任状テーブル〉

納税者番号,枝番,委任額,委任率,事務所コード,受任者番号,提出済フラグ

〈交付基準額算定テーブル〉

税目,年度,期,月報年度,月報年月,収入額,歳出還付額

〈ゴルフ場利用税交付金明細テーブル〉

税目,年度,期,事務所コード,納税者番号,枝番,実績年月,区分,市町村コード,調定税額,収納月日,収納金額,按分率

〈ゴルフ場利用税交付金テーブル〉

税目,年度,期,事務所コード,納税者番号,枝番,実績年月,市町村コード,調定税額,収納金額,按分率,市町村にかかる収納金額,交付額

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月22日	I 基本情報-7-①	経営支援本部税務課	総務部税政課	事後	組織改革に伴う修正
平成28年4月22日	I 基本情報-7-②	税務課長 小宮 宏孝	税政課長 小宮 宏孝	事後	組織改革に伴う修正
平成28年4月22日	II ファイルの概要-2-⑥	経営支援本部税務課	総務部税政課	事後	組織改革に伴う修正
平成28年4月22日	II ファイルの概要-3-⑦	佐賀県経営支援本部税務課、佐賀県内の各県税事務所(佐賀、武雄、唐津)	佐賀県総務部税政課、佐賀県内の各県税事務所(佐賀、武雄、唐津)	事後	組織改革に伴う修正
平成28年4月22日	V 開示請求、問合せ-1-①	佐賀県 経営支援本部 法務課 情報公開・文書担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話:0952-25-7009	佐賀県 経営支援本部 法務私学課 情報公開・文書担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話:0952-25-7009	事後	組織改革に伴う修正
平成28年4月22日	V 開示請求、問合せ-2-①	佐賀県 経営支援本部 税務課 電算担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話:0952-25-7022	佐賀県 総務部 税政課 電算担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話:0952-25-7022	事後	組織改革に伴う修正
平成28年4月22日	VI 評価実施手続-2-①	県のホームページへの掲載及び経営支援本部税務課、さが元気ひろば等への備付により全項目評価書(案)の公示を行い、電子メール、郵送、ファックスにて意見を受け付ける。	県のホームページへの掲載及び総務部税政課、さが元気ひろば等への備付により全項目評価書(案)の公示を行い、電子メール、郵送、ファックスにて意見を受け付ける。	事後	組織改革に伴う修正
平成30年12月11日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム1(税総合情報システム)-③他のシステムとの接続	宛名システム等 国税連携システム	国税連携システム	事後	評価書点検に伴う修正
平成30年12月11日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5(中間サーバー)-②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、税総合情報システム、番号連携サーバー等の各システムとデータの受渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、番号連携サーバー等の各システムとデータの受渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	事後	評価書点検に伴う修正
平成30年12月11日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5(中間サーバー)-③他のシステムとの接続	情報提供ネットワークシステム 宛名システム等 税務システム	情報提供ネットワークシステム 宛名システム等	事後	評価書点検に伴う修正
平成30年12月11日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	税政課長 小宮 宏孝	税政課長	事後	評価書様式変更に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月11日	I 基本情報- (別添1) 事務の内容		※新たに国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等の委託をするため、それに合わせたものに内容を修正。	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-3. 特定個人情報 の入手・使用-①入手元	評価実施機関内の他部署(地域福祉課、障害福祉課、市町村課)	評価実施機関内の他部署(福祉課、障害福祉課、市町支援課)	事後	組織名変更に伴う修正
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-委託事項4		国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-委託事項4-①委託内容		ASPサービスによる、国税連携システム(eLTAX)と税総合情報システム間とのデータ連携等に係る業務	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲-対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲-対象となる本人の範囲		各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲その妥当性		国税連携データ受信サーバを、委託利用型により利用しているため。	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-委託事項4-③委託先における取扱者数		10人未満	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		総合行政ネットワーク(LGWAN)	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑤委託先名の確認方法		認定委託先事業者が決定した際には入札結果として佐賀県公式ホームページにて公表している。	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑥委託先名		TIS株式会社 インダストリー事業統括本部産業事業本部流通サービスビジネス事業部九州支社	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑦再委託の有無		再委託する	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑧再委託の許諾方法		認定委託先事業者から再委託承諾申請書の提出を受け、再委託先に当該委託業務契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、再委託を承諾している。	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑨再委託事項		端末機器の保守作業、導入支援、問合せ一時受付等のサービス	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	II ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退館及び入退室を厳重に管理したデータセンターのサーバ室内に設置したサーバに保管する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退館及び入退室を厳重に管理したデータセンターのサーバ室内に設置したサーバに保管する。 	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体認証による入退場制限及び監視カメラによる入退室を監視しているデータセンターのサーバ室内に設置したサーバーに保管する。 ・サーバ等設置施設は、停電によるデータの消失を防ぐための無停電電源装置、火災によるデータの消失を防ぐための消火設備を完備している。 ・地震によるデータの破損を防ぐため、耐震構造を備えた施設内にサーバ等を設置している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室管理としている建物内のうち、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月11日	同上	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退館及び入退室を厳重に管理したデータセンターのサーバ室内に設置したサーバに保管する。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室を厳重に管理した庁内の部屋に設置したサーバに保管する。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターのサーバー室内に設置したサーバに保管し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター内に構築したサーバに保管し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、指紋認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-情報保護管理体制の確認	<p><税総合情報システム及び団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託先選定時に、情報管理体制の確認を行っている。 ・契約書に個人情報取扱と情報セキュリティの特記事項を含めている。 <p>※「個人情報取扱と情報セキュリティの特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修、その他必要事項を列挙したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理体制等報告書の提出を求め、変更があった時には変更報告書の提出を受けている。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の管理するサーバールームに一般社団法人地方税電子化協議会が専用のサーバを設置している。 ・税総合情報システムと専用回線を用い、データ連携を行っている。 	<p><税総合情報システム、団体内統合宛名システム及び国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)選定時に、情報管理体制の確認を行っている。 ・契約書に個人情報取扱と情報セキュリティの特記事項を含めている。 <p>※「個人情報取扱と情報セキュリティの特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修、その他必要事項を列挙したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理体制等報告書の提出を求め、変更があった時には変更報告書の提出を受けている。 	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な方法	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税総合情報システムにアクセスできる作業従事者に対して、個人情報や開発情報を扱うための誓約書を書面として提出させ、管理体制等の詳細情報は仕様書にて記載し、提出させている。 ・県のシステムを利用する際は、業務従事者ごとのユーザIDとパスワードによりアクセス制御を行い、必要最低限の利用範囲とする。 ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記し、あわせて個人情報の管理体制等変更報告書の提出を受けることとしている。 	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税総合情報システムにアクセスできる作業従事者に対して、個人情報や開発情報を扱うための誓約書を書面として提出させ、管理体制等の詳細情報は仕様書にて記載し、提出させている。 ・県のシステムを利用する際は、業務従事者ごとのユーザIDとパスワードによりアクセス制御を行い、必要最低限の利用範囲とする。 ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記し、あわせて個人情報の管理体制等変更報告書の提出を受けることとしている。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる者を、作業従事者のみに制限している。 ・作業従事者がシステムへのアクセスする際は、暗証番号による認証を導入している。 ・作業従事者はあらかじめ承認された手順で作業を行い、ファイルの内容については閲覧・更新をさせないようにしている。 ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先における特定個人情報等システムの利用履歴について、利用者ID,操作日時、画面名称、操作内容、データベースへのアクセス記録等のログを取っている。 ・年一回データの自己点検を行う。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)を残し、不正な操作を抑制する。 	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先における特定個人情報等システムの利用履歴について、利用者ID,操作日時、画面名称、操作内容、データベースへのアクセス記録等のログを取っている。 ・年一回データの自己点検を行う。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)を残し、不正な操作を抑制する。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムへのアクセス記録については、システムがアクセス記録等へのログを全件記録し、7年間保管する。 ・不正な操作等がないか、記録されたログの内容を県が年一回点検する。 	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	該当なし(委託先から他社への提供はない。)	該当なし(委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)から他社への提供はない。)	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱いについて年一回報告を求めるとともに、必要に応じて県が現地調査する。 ・委託業者との契約締結の際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への周知等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。 	<p><税総合情報システム、国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱いについて年一回報告を求めるとともに、必要に応じて県が現地調査する。 ・委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)との契約締結の際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託(佐賀県の承諾があるときを除く)の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への周知等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。 	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の消去ルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><税総合情報システムにおける措置> 委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 ・委託業者が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示した時はその指示に従うものとする。 ・委託業者が契約による事務を処理するにあたり、取り扱っている特定個人情報の状況について、県は随時調査できるものとする。 ・委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。</p>	<p><税総合情報システム、国税連携システムにおける措置> ・委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者。この項目において以下同じ。)との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 ・委託先が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示した時はその指示に従うものとする。 ・委託先が契約による事務を処理するにあたり、取り扱っている特定個人情報の状況について、県は随時調査できるものとする。 ・委託先が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。</p>	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p><税総合情報システムにおける措置> ・業務上再委託する必要がある場合には、委託先から再委託の承諾願と再委託先における秘密保持及び個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、再委託の承諾をする。 ・再委託先に対しても、委託先と同等の個人情報に係る個人情報取扱特記事項を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図る。</p>	<p><税総合情報システム、国税連携システムにおける措置> ・業務上再委託する必要がある場合には、委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)から再委託の承諾願と再委託先における秘密保持及び個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、再委託の承諾をする。 ・再委託先に対しても、委託先と同等の個人情報に係る個人情報取扱特記事項を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図る。</p>	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤理的対策-具体的な対策の内容	<p><国税連携システムにおける措置> ・サーバが設置してある部屋は、ICカードとパスワードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p>	<p><国税連携システムにおける措置> ・サーバはデータセンター内に構築し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、指紋認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p>	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑥術的対策-具体的な対策の内容	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセスは個人ごとのユーザーID管理と生体認証によって制御されている。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。 	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセスは個人ごとのユーザーID管理と生体認証によって制御されている。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。 ・不正アクセス防止策として、外部から隔離されたネットワーク(個人番号利用事務用ネットワーク)上で運用している。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。 	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク-リスクに対する措置の内容	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <p>随時更新が行われている基本4情報を保持する団体内統合宛名システムと年一回突合処理を行い、税総合情報システムに保持する情報を最新のものに更新する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。</p>	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <p>賦課、徴収業務に使用している基本4情報は、必要に応じて住基ネットに照会し、税総合情報システムに保持する情報を最新のものに更新している。なお、使用されなくなったデータは、情報ごとに定められた保存期間を経過後に消去する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。</p>	事後	評価書点検に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月11日	IV その他のリスク対策-1. 監査- ②監査-具体的な内容	<p><税総合情報システム> 内部監査を以下の観点から実施するとともに、監査の結果を踏まえ、体制や規程を改善していく。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規程、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知、教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p><中間サーバー・プラットフォーム> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国税連携システム> ・佐賀県は単独設置型地方団体であり、本県の情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。 ・国税連携システム(eLTAX)については、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p>	<p><税総合情報システム> 内部監査を以下の観点から実施するとともに、監査の結果を踏まえ、体制や規程を改善していく。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規程、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知、教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p><中間サーバー・プラットフォーム> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国税連携システム> ・認定委託先事業者に対し、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 ・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査(外部監査)の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めるとしている。</p>	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-①請求先	佐賀県 経営支援本部 法務私学課 情報公開・文書担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話:0952-25-7009	佐賀県 総務部 法務私学課 情報公開・文書担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話:0952-25-7009	事後	組織名変更に伴う修正
平成30年12月11日	VI 評価実施手続-2. 国民・住民等からの意見の聴取-②実施日・期間	平成27年2月20日～平成27年3月23日	(評価書作成時)平成27年2月20日～平成27年3月23日 (評価書変更時)平成30年8月8日～平成30年9月7日	事前	①重要な変更
平成30年12月11日	VI 評価実施手続-3. 第三者点検-①実施日	平成27年4月7日、平成27年4月24日、平成27年5月8日	(評価書作成時)平成27年4月7日、平成27年4月24日、平成27年5月8日 (評価書変更時)平成30年10月3日	事前	①重要な変更
令和2年12月3日	I 基本情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の内容	自動車税、自動車取得税	自動車税種別割、自動車税環境性能割	事後	税制改正に伴う税目名の修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用- ③入手の時期・頻度	自動車税 及び 自動車取得税	自動車税種別割 及び 自動車税環境性能割	事後	税制改正に伴う税目名の修正
令和2年12月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑥委託先名	TIS株式会社 インダストリー事業統括本部産業事業本部流通サービスビジネス事業部九州支社	TIS株式会社 九州支社	事後	名称変更等に伴う修正
令和2年12月3日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2-②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更等に伴う修正
令和2年12月3日	IV その他のリスク対策-1. 監査-②監査	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更等に伴う修正
令和2年12月3日	IV その他のリスク対策-2. 従業者に対する教育・啓発	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更等に伴う修正
令和4年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑥委託先名	TIS株式会社 九州支社	株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部	事後	吸収合併等に伴う名称変更
令和4年3月4日	I 基本情報-5. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 16の項 89の項 第9条第5項 第19条第8項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 16の項 89の項 第9条第5項 第19条第9項	事後	法改正に伴う修正
令和4年3月4日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携- ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 28の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 28の項	事後	法改正に伴う修正

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	I 基本情報-5. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 16の項 89の項 第9条第5項 第19条第9項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 第64条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 16の項 99の項 第9条第6項 第19条第9項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 第72条	事後	法改正に伴う修正
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用-① 入手元	評価実施機関内の他部署(福祉課、障害福祉課、市町村課)	評価実施機関内の他部署(社会福祉課、障害福祉課、市町支援課)	事後	組織名変更に伴う修正
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑥委託先名	富士通株式会社佐賀支店	富士通Japan株式会社佐賀支店	事後	組織名変更に伴う修正
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑤委託先名の確認方法	託先が決定した際には入札結果として佐賀県公式ホームページにて公表している。	委託先が決定した際には入札結果として佐賀県公式ホームページにて公表している。	事後	誤字脱字
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-① 法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第15号	事後	法改正に伴う修正
令和4年6月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正に伴う修正
令和5年1月5日	(別添1)事務内容	フロー図中の団体内統合宛名システムで照会する特定個人情報 ・生活保護関係情報 ・障害者関係情報	フロー図中の団体内統合宛名システムで照会する特定個人情報 ・生活保護関係情報 ・障害者関係情報 ・公金受取口座情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	I 基本情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の内容	<p>①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。</p> <p>②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。</p> <p>③②について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「以下、番号法という。」別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。</p> <p>④必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。</p> <p>⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。</p> <p>⑥①～④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。</p> <p>⑧納税額が課税額より多い場合は、超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。</p> <p>⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。</p> <p>⑩⑨に係る納税証明書を納税者に交付する。</p> <p>⑪納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</p> <p>⑫督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。</p>	<p>① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。</p> <p>② 関係機関等から提供される、賦課に要する情報の確認を行う。</p> <p>③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。</p> <p>④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。</p> <p>⑥ 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。</p> <p>⑦ 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。</p> <p>⑧ 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。</p> <p>⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。</p> <p>⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</p> <p>⑪ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。</p>	事後	表記の統一
令和5年12月14日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム1-③他のシステムとの接続	[○]その他（国税連携システム）	[○]その他（国税連携システム、電子申告システム）	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2-②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、 <ol style="list-style-type: none"> ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 ・国税連携システムには、 <ol style="list-style-type: none"> ①国税庁から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。 	事後	表記の統一
令和5年12月14日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2-③他のシステムとの接続	[○]その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX))	[○]その他(地方税ポータルシステム(eLTAX))	事後	表記の統一
令和5年12月14日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5-②システムの機能	10.システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	10.システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の消去を行う機能。	事後	表記の統一
令和5年12月14日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム7	-	<ol style="list-style-type: none"> ①システムの名称 電子申告システム ②システムの機能 <ul style="list-style-type: none"> ・電子申告システムは、インターネットを通じた地方税の電子申告等が行えるよう、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続き等を行うことができる。 ・電子申告システムには、納税者等からの申告を受付、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、各県へ申告書等データを送付する等の機能がある。 ③他システムとの接続 [○]税務システム [○]その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)) 	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	I 基本情報-5. 個人番号の利用 -法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1 16の項 99の項 第9条第6項 第19条第9項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1 16の項 99の項 第9条第6項 第19条第9号	事後	記載誤り
令和5年12月14日	(別添1)事務内容	フロー図中の納税者から県税事務所への①税申告書・減免申請等の受付	フロー図中の納税者から県税事務所への①税申告書・減免申請等の受付 電子分を追加し、紙分と分けて記載	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用- ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、税務署)	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、税務署、デジタル庁)	事後	記載漏れ
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要- 3. 特定個人情報の入手・使用-② 入手方法	[○]その他(国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他(国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申告システム)	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用- ③入手の時期・頻度	<随時入手する情報> ・税務署(国税庁)及び他の都道府県から、国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報は年間を通して日次で入手している。	<随時入手する情報> ・税務署(国税庁)及び他の都道府県から、国税連携システムにより、地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報は年間を通して日次で入手している。	事後	表記の統一
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用- ④入手に係る妥当性	・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データで国税連携データを入手している。(地方税法第46条第5項、第72条の59第1項)	・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由して、電子データで国税連携データを入手している。(地方税法第46条第5項、第72条の59第1項)	事後	表記の統一
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用- ④入手に係る妥当性	・新規の申告又は届出等については、まず本人からの紙ベースの申告書及び届出書等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要情報を随時入手する。(番号法第9条第1項別表第1の16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による申告又は届出等))	・新規の申告又は届出等については、紙または電子の申告書及び届出書等を受け付け、課税事務等に必要情報を随時入手する。(番号法第9条第1項別表第1の16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による申告又は届出等))	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用-⑥ 使用目的	○納税者の利便性向上 ・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が図られる。	○納税者の利便性向上 ・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が図られる。 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報により、県税の還付を受ける際に振込口座情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。	事後	記載漏れ
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3. 特定個人情報の入手・使用- ⑧使用方法	⑤国税連携に関する事務 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁及び他の都道府県より受け取る。	⑤国税連携に関する事務 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システムを通じて国税庁及び他の都道府県より受け取る。	事後	表記の統一
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託の有無	委託する 4件	委託する 5件	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-①委託内容	ASPサービスによる、国税連携システム(eLTAX)と税総合情報システム間とのデータ連携等に係る業務	ASPサービスによる、国税連携システムと税総合情報システム間とのデータ連携等に係る業務	事後	表記の統一

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5		電子申告システム連携に係る運用業務 ①委託の内容 ASPサービスによる、電子申告システムと佐賀県間のデータ連携等に係る業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 県税に係る納税者 その妥当性 電子申告データ審査サーバを、委託利用型により利用しているため。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]その他(総合行政ネットワーク(LGWAN)) ⑤委託先名の確認方 認定委託先事業者が決定した際には入札結果として佐賀県公式ホームページにて公表している。 ⑥委託先名 株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 認定委託先事業者から再委託承諾申請書の提出を受け、再委託先に当該委託業務契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、再委託を承諾している。 ⑨再委託事項 端末機器の保守作業、導入支援、問合せ一時受付等のサービス	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第10号	事後	記載誤り
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-⑥提供方法	[○]その他(LGWAN)	[○]その他(総合行政ネットワーク(LGWAN))	事後	表記の統一

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要- 6. 特定個人情報の保管・消去-① 保管場所	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター内に構築したサーバーに保管し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバーが設置してある部屋は、指紋認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 	<p><国税連携システム、電子申告システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター内に構築したサーバーに保管し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバーが設置してある部屋は、指紋認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要- 6. 特定個人情報の保管・消去-② 保管期間-その妥当性	<p>地方税法で定める除斥期間、徴収権の消滅時効、過誤納金等の還付請求権の消滅時効の規定により定められた期間を考慮して、以下の要領で削除することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれか遅い日以後のデータは削除することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①法定納期限の翌日から起算して10年を経過する日 ②完納日の翌日から起算して5年を経過する日 ③時効到来日(不納欠損)の日の翌日から起算して5年を経過する日 	<p>地方税法で定める除斥期間、徴収権の消滅時効、過誤納金等の還付請求権の消滅時効の規定により定められた期間を考慮して、以下の要領で消去することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれか遅い日以後のデータは消去することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①法定納期限の翌日から起算して10年を経過する日 ②完納日の翌日から起算して5年を経過する日 ③時効到来日(不納欠損)の日の翌日から起算して5年を経過する日 	事後	表記の統一
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要- 6. 特定個人情報の保管・消去- ③消去方法	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)のデータは、税総合情報システムへのデータ連携(又は印刷)が終了し、課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときにデータを消去する。 ・情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、消去する。 	<p><国税連携システム、電子申告システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税総合情報システムへのデータ連携(又は印刷)が終了し、課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときにデータを消去する。 ・情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、消去する。 	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要- 6. 特定個人情報の保管・消去- ③消去方法	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、定められた手順によりシステムで削除する。 	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、定められた手順によりシステムで消去する。 	事後	表記の統一

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 -6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p><国税連携システムにおける措置></p> <p>・税総合情報システムへのデータ連携(又は印刷)が終了し、課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときにデータを消去する。</p>	<p><国税連携システムにおける措置></p> <p>・税総合情報システムへのデータ連携(又は印刷)が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときにデータを消去する。</p>	事後	記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク1目的外的の入手が行われるリスクー対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外の入手できない。</p>	<p>・国税連携システムは、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外の入手できない。</p>	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク1目的外的の入手が行われるリスクー必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>	<p>・国税連携システム(eLTAX)及び電子申告システムでは、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク1目的外的の入手が行われるリスクー必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>	<p>・国税連携システムでは、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク3ー入手した特定個人情報が不正確であるリスクー入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・代理人からの個人番号の提供を求める場合は、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	<p>・代理人からの個人番号の提供を求める場合は、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	事後	記載誤り

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク3ー入手した特定個人情報が不正確であるリスクー入手の際の本人確認の措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)で他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	・国税連携システムで他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク3ー入手した特定個人情報が不正確であるリスクー個人番号の真正性確認の措置の内容	・代理人からの個人番号の提供を求める場合は、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、税理代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。	・代理人からの個人番号の提供を求める場合は、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。	事後	記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク3ー入手した特定個人情報が不正確であるリスクー個人番号の真正性確認の措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)で他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	・国税連携システムで他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク3ー入手した特定個人情報が不正確であるリスクー特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)で国税庁から入手する場合は正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ・国税連携システム(eLTAX)で他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。	・国税連携システムで国税庁から入手する場合は正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ・国税連携システムで他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク4ー入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクーリスクに対する措置の内容	・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。	・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)及び電子申告システムまでは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手ーリスク4ー入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクーリスクに対する措置の内容	・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。	・国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)から国税連携システムまでは、閉域網である総合行ネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、暗号化通信を行っている。	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-3. 特定個人情報の使用ーアクセス権限の管理ー具体的な管理方法	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムにおいて、利用可能な機能及び特定個人情報のアクセス制御、ログの管理を行う。 ・ユーザ登録と権限の定期的な確認(棚卸し)を行う。 	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムにおいて、利用可能な機能及び特定個人情報のアクセス制御、ログの管理を行う。 ・ユーザ登録と権限の見直しを年1回行う。 	事後	記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-3. 特定個人情報の使用ーリスク4ー特定個人情報が不正に複製されるリスクーリスクに対する措置の内容	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップは日次で全てのデータを取っており、個人でバックアップができないよう、システム上の制限をかけている。 ・バックアップデータは、特権ユーザのみ参照可能となるように、ユーザ制限、サーバアクセス制限を行っている。 ・すべての操作ログをとっており、年一回自己点検を実施する。 	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップは日次で全てのデータを取っており、個人でバックアップができないよう、システム上の制限をかけている。 ・バックアップデータは、特権ユーザのみ参照可能となるように、ユーザ制限、サーバアクセス制限を行っている。 ・すべての操作ログをとっており、月1回自己点検を実施する。 	事後	記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー情報保護管理体制の確認	<p><税総合情報システム、団体内統合宛名システム及び国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)選定時に、情報管理体制の確認を行っている。 	<p><税総合情報システム、団体内統合宛名システム、国税連携システム及び電子申告システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先(国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者)選定時に、情報管理体制の確認を行っている。 	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記し、あわせて個人情報の管理体制等変更報告書の提出を受けることとしている。 	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 	事後	記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる者を、作業従事者のみに制限している。 ・作業従事者がシステムへのアクセスする際は、暗証番号による認証を導入している。 ・作業従事者はあらかじめ承認された手順で作業を行い、ファイルの内容については閲覧・更新をさせないようにしている。 ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 	<p><国税連携システム及び電子申告システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムにアクセスできる者を、作業従事者のみに制限している。 ・作業従事者がシステムへのアクセスする際は、暗証番号による認証を導入している。 ・作業従事者はあらかじめ承認された手順で作業を行い、ファイルの内容については閲覧・更新をさせないようにしている。 ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムへのアクセス記録については、システムがアクセス記録等へのログを全件記録し、7年間保管する。 ・不正な操作等がないか、記録されたログの内容を県が年一回点検する。 	<p><国税連携システム及び電子申告システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス記録については、システムがアクセス記録等へのログを全件記録し、7年間保管する。 ・不正な操作等がないか、記録されたログの内容を県が年一回点検する。 	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先における特定個人情報等システムの利用履歴について、利用者ID,操作日時、画面名称、操作内容、データベースへのアクセス記録等のログを取っている。 ・年一回データの自己点検を行う。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス記録については、システムがアクセス記録等へのログを全件記録し、7年間保管する。 ・不正な操作等がないか、記録されたログの内容を県が年一回点検する。 	<p><税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先における特定個人情報等システムの利用履歴について、利用者ID,操作日時、画面名称、操作内容、データベースへのアクセス記録等のログを取っている。 ・月1回データの自己点検を行う。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス記録については、システムがアクセス記録等へのログを全件記録し、7年間保管する。 ・不正な操作等がないか、記録されたログの内容を県が月1回点検する。 	事後	記載誤り

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	該当なし(委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)から他社への提供はない。)	該当なし(委託先(国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者)から他社への提供はない。)	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	該当なし(委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)から他社への提供はない。)	該当なし(委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)から他者への提供はない。)	事後	記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><税総合情報システム、国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱いについて年一回報告を求めるとともに、必要に応じて県が現地調査する。 ・委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)との契約締結の際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託(佐賀県の承諾があるときを除く)の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への周知等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。 	<p><税総合情報システム、国税連携システム及び電子申告システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱いについて年1回報告を求めるとともに、必要に応じて県が現地調査する。 ・委託先(国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者)との契約締結の際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託(佐賀県の承諾があるときを除く)の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への周知等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。 	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の消去ルール-ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><税総合情報システム、国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者。この項目において以下同じ。)との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 	<p><税総合情報システム、国税連携システム及び電子申告システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先(国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者。この項目において以下同じ。)との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法	<p><税総合情報システム、国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上再委託する必要がある場合には、委託先(国税連携システムにおいては認定委託先事業者)から再委託の承諾願と再委託先における秘密保持及び個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、再委託の承諾をする。 	<p><税総合情報システム、国税連携システム及び電子申告システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上再委託する必要がある場合には、委託先(国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者)から再委託の承諾願と再委託先における秘密保持及び個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、再委託の承諾をする。 	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転-リスク1-不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。(記録の保存期間は最大730日) ・国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、LGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するよう、システムで制御している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムを利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。(記録の保存期間は最大730日) ・国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、総合行政ネットワーク(LGWAN)を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するよう、システムで制御している。 	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転-リスク1-特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムを利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルシステム(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システムでは、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	事後	表記の統一 記載誤り

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転-リスク2-不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	<p>・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供を行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	<p>・国税連携システムにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供を行うことができず、提供先として都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>また、地方税ポータルシステム(eLTAX)と都道府県間は閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)、地方税ポータルシステム(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>・国税連携システムでは、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	事後	表記の統一記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転-リスク3-誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク-リスクに対する措置の内容	<p>・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>・本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保している。</p> <p>・なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様であり、提供の際に、複数人により、提供情報及び提供先の確認を行っている。</p>	<p>・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>・国税連携システムにおいては、提供先として都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルシステム(eLTAX)までは閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルシステム(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保している。</p> <p>・なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルシステム(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)が利用されているほかは、同様であり、提供の際に、複数人により、提供情報及び提供先の確認を行っている。</p>	事後	表記の統一記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク及び庁内ネットワーク)を利用することにより、安全性を確保している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク(LGWAN)及び庁内ネットワーク)を利用することにより、安全性を確保している。</p>	事後	表記の統一

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク4-入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が増えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク及び庁内ネットワーク)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で消去することにより、特定個人情報が増えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク(LGWAN)及び庁内ネットワーク)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p>	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びリスクに対する措置	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク(LGWAN)等)を利用することにより、安全性を確保している。</p>	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<p><国税連携システムにおける措置> ・サーバーはデータセンター内に構築し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバーが設置してある部屋は、指紋認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p>	<p><国税連携システム及び電子申告システムにおける措置> ・サーバーはデータセンター内に構築し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバーが設置してある部屋は、指紋認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p>	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	<p><国税連携システムにおける措置> ・サーバーにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的アクセスログの確認を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。</p>	<p><国税連携システム及び電子申告システムにおける措置> ・サーバーにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的アクセスログの確認を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。</p>	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的アクセスログの確認を行う。 	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、月1回アクセスログの確認を行う。 	事後	記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。 	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセス防止策として、総合行政ネットワーク(LGWAN)上で運用している。 	事後	表記の統一
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかーその内容	-	委託事業者によるメールの誤送信(誤って個人情報を含むファイルを送付したもの)	事後	記載漏れ
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかー再発防止策の内容	-	職員及び委託事業者へ、個人情報を適切に取り扱うよう周知・徹底を行う。 個人情報を含むファイルと個人情報を含まないファイルを分けて管理する。	事後	記載漏れ
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクーリスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。</p>	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて、必要に応じて照会し、保持する情報を最新のものに更新している。なお、使用されなくなったデータは、情報ごとに定められた保存期間を経過後に消去する。</p>	事後	記載誤り
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクー消去手順ー手順の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーのデータ消去に合わせ、団体内統合宛名システムの副本データの削除を行う。 	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーのデータ消去に合わせ、団体内統合宛名システムの副本データの消去を行う。 	事後	表記の統一

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	IV その他のリスク対策-1. 監査 -①自己点検-具体的なチェック方法	<中間サーバー・プラットフォーム> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<中間サーバー・プラットフォーム> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、年1回自己点検を実施することとしている。	事後	記載誤り
令和5年12月14日	IV その他のリスク対策-1. 監査 -①自己点検-具体的なチェック方法	<国税連携システム> 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	<国税連携システム> 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 <電子申告システム> 電子申告等安全性基準(平成31年総務省告示第152号)に基づき、自己点検を実施している。	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	IV その他のリスク対策-1. 監査 -①自己点検-具体的なチェック方法	<国税連携システム> 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	<国税連携システム> 国税連携システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	記載誤り
令和5年12月14日	IV その他のリスク対策-1. 監査 -②監査-具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォーム> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォーム> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、年1回監査を行うこととしている。	事後	記載誤り

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	IV その他のリスク対策-1. 監査-②監査-具体的な内容	<p><国税連携システム></p> <p>・認定委託先事業者に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査(外部監査)の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めていることとしている。</p>	<p><国税連携システム及び電子申告システム></p> <p>・認定委託先事業者に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査(外部監査)の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めていることとしている。</p>	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	IV その他のリスク対策-2. 従業員に対する教育・啓発-具体的な内容	<p><国税連携システム></p> <p>国税連携受信システムにあつては、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	<p><国税連携システム及び電子申告システム></p> <p>国税連携受信システム及び電子申告システムにあつては、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	IV その他のリスク対策-2. 従業員に対する教育・啓発-具体的な内容	<p><国税連携システム></p> <p>国税連携受信システムにあつては、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	<p><国税連携システム></p> <p>国税連携システムにあつては、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	事後	記載誤り
令和5年12月14日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-①請求先	佐賀県 総務部 法務私学課 情報公開・文書担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話:0952-25-7009	佐賀県 総務部 税政課 電算担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話:0952-25-7022	事後	記載誤り
令和5年12月14日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-③手数料等	<p>[有料]</p> <p>(手数料額、納付方法: 手数料額:請求の閲覧については無料。写しの交付等に要する費用については実費。 納付方法:窓口での交付→現金納付、郵送等の場合→現金書留、本人の申し出により納入通知書兼領収証書又は郵便為替)</p>	<p>[無料]</p> <p>(手数料額、納付方法: ※写しの交付に要する費用については、実費を徴収。 写しの交付に要する費用の納付方法:現金、納付書等(郵送による交付の場合は、送付に係る郵便切手))</p>	事後	記載誤り
令和5年12月14日	VI 評価実施手続-1. 基礎項目評価-①実施日	平成27年2月2日	令和5年8月1日	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	VI 評価実施手続-2. 国民・住民等からの意見の聴取-①方法	県のホームページへの掲載及び総務部税政課、さが元気ひろば等への備付により全項目評価書(案)の公示を行い、電子メール、郵送、ファックスにて意見を受け付ける。	県のホームページへの掲載及び総務部税政課、県民総合相談・情報提供窓口(行政の窓口)等への備付により全項目評価書(案)の公示を行い、電子メール、郵送、ファックスにて意見を受け付ける。	事前	①重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	VI 評価実施手続-2. 国民・住民等からの意見の聴取-②実施日・期間	(評価書作成時)平成27年2月20日～平成27年3月23日 (評価書変更時)平成30年8月8日～平成30年9月7日	令和5年8月7日～令和5年9月6日	事前	①重要な変更
令和5年12月14日	VI 評価実施手続-3. 第三者点検-②方法	佐賀県特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定に基づき、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問の方法による。	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定に基づき、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問の方法による。	事後	表記の誤り